



第3次小松島市男女共同参画計画

こまつしま^{ひと}女と^{ひと}男のハーモニープラン3

持続可能な多様性尊重のまちづくり



令和6年3月

小松島市



はじめに

少子高齢化や人口減少の進行に伴う労働人口の減少、加えて家族形態やライフスタイルの多様化など、わたしたちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。そのような中、職場・家庭・地域など様々な場面において、誰もが性別にかかわらずお互いの人権を尊重し、自分らしくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、ますます重要な課題となっています。

本市では、平成14（2002）年3月に小松島市男女共同参画計画「こまつしま^{ひと}女と男^{ひと}のハーモニープラン」を策定し、平成26（2014）年3月の「第2次小松島市男女共同参画計画」の改訂を経て、これまで男女共同参画社会実現のための様々な取組を進めてまいりました。その成果は着実に表れつつあるものの、その一方で今なお、固定的な性別役割分担意識や社会での男女の格差、配偶者等からの暴力等といった課題が残されています。

このような状況を踏まえ、本市では第2次計画からの課題を継承するとともに新たな課題を盛り込み、今後取り組むべき様々な施策を定めた「第3次小松島市男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画では、「持続可能な多様性尊重のまちづくり」を基本理念とし、この基本理念の基で全ての市民が互いに支えあいながら、それぞれが輝きを放つことができるまちづくりの実現を目指します。このような取組により、子育て世代の方々から高齢者の方々までが居心地がよいと感じ、本市に住みたいと思っただけになるようになることで、少子化・人口減少対策にもつなげてまいりたいと考えております。

今後も、市民の皆様や事業者の皆様、関係機関・団体等の皆様との連携、協働を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたり、小松島市男女共同参画計画策定懇談会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月



小松島市長 中山俊雄

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定の背景.....	1
(1) 男女共同参画に係る世界の歩み	1
(2) 日本政府における近年の動向	2
(3) 徳島県における近年の動向	3
(4) 小松島市の歩み	3
3. 国・県の計画のポイント.....	4
4. 計画の位置づけ.....	5
5. 計画の期間.....	5
6. 小松島市の現況.....	6
(1) 人口、世帯数の推移	6
(2) 女性の年齢別就業率	7

第2章 基本理念と基本目標

1. 基本理念.....	11
2. 基本目標.....	12
I あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり	12
II 安全・安心に暮らせる社会づくり	12
III 互いに理解し合い支えあう地域づくり	13
3. 施策の体系.....	14
4. 計画の指標.....	16

第3章 目標別課題と施策

目標I あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり	19
目標II 安全・安心に暮らせる社会づくり	26
目標III 互いに理解し合い支えあう地域づくり	37

第4章 計画の推進

1. 庁内推進体制の充実・強化.....	47
2. 国・県・関係機関等との連携.....	47
3. 市民・事業者との協働による取組の推進.....	47
4. 計画の進行管理.....	47

資料編

1. 小松島市男女共同参画計画策定懇談会設置要綱	51
2. 小松島市男女共同参画計画策定懇談会委員名簿	52
3. 第3次小松島市男女共同参画計画策定の経緯	53
4. 意識調査の実施	54
5. 施策調査の実施	54
6. 意識調査結果の分析	55
(1) 日常生活について	55
(2) 就労について	57
(3) 防災、災害対策について	62
(4) セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*について	62
(5) 男女平等社会について	63
❖男女共同参画社会基本法	65
❖配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	68
❖女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	77
❖困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	84
❖男女共同参画に関する国内外の動き	88
◆用語解説集◆	92

◎本計画の文中において*印の付いている言葉については、巻末の資料編に「用語解説集」を掲載しています。



第1章

計画策定にあたって

1.

計画策定の趣旨

日本ではジェンダー平等*に対する意識が徐々に高まり、女性が社会で活躍する機会が増え、男性も家事や育児、介護に積極的に参加するようになってきました。それでもなお、性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は根強く残り、職場等での男女平等を促進するための施策や家庭内暴力対策が必要とされています。さらに、少子高齢化の進行、雇用形態の多様化、個々の価値観やライフスタイル*の変化により、介護や育児の負担が増加したり、失業による生活の困窮等が問題となっています。これらの現代的課題に対処するため、引き続き男女共同参画社会*実現に向けた取組が求められています。

小松島市（以下、「本市」という。）では、平成14（2002）年3月に「小松島市男女共同参画計画（こまつしま女と男^{ひとひと}のハーモニープラン）」を策定し、その後の進展を経て、平成26（2014）年3月に「第2次小松島市男女共同参画計画」を策定し、これらの計画に基づき男女共同参画社会*実現のための様々な取組を進めてまいりました。第2次計画の期間が満了することから、本市では、少子高齢化の更なる進行や人口減少等の社会経済情勢の変化に対応するため、国や県の関連計画との調和を考慮しつつ、市民や企業からのアンケート調査結果を基に現状と課題を分析し、本市が今後取り組むべき施策の方向性と内容を明らかにした「第3次小松島市男女共同参画計画」を策定するものです。

2.

計画策定の背景



（1）男女共同参画に係る世界の歩み

国際連合（以下、「国連」という。）は、昭和50（1975）年を「国際婦人年*」と定め、女性の自立と地位向上を目指して国際的に取り組むことを宣言しました。同年、第1回世界女性会議*がメキシコで開催され、「世界行動計画」が採択され、続く十年間を「国連婦人の10年*」と定め、加盟国に女性の地位向上のための計画の推進を呼びかけました。

昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、昭和60（1985）年には「国連婦人の10年最終年世界会議」がナイロビで開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。また、平成7（1995）年には、第4回世界女性会議*が北京で開催され、女性のエンパワーメント*、女性の人権の尊重、パートナーシップの強化を柱とする「北京宣言及び行動綱領*」が採択されました。この行動綱領では、12の重大問題領域について各国政府等の具体的取組指針が示されました。

平成12（2000）年のニューヨークにおける「女性2000年会議」では、「成果文書」と「政治宣言」が採択され「北京行動綱領」の実施促進が確認され、平成17（2005）年の「第49回国連婦人の地位委員会」で実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

平成22（2010）年、「第54回国連婦人の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領*」の実施状況が再確認され、同年、APEC女性リーダーズネットワーク会合において「APEC首脳及び閣僚への提言」が採択されました。この提言は、組織内での女性のキャリア構築、女性起業家の支援、および性別平等の推進を含む3つの重点領域に焦点を当てた政策提案を要請するものでした。これにより、APEC加盟国は女性の経済参画とエンパワーメント*を促進するための具体的な行動計画の策定を目指しています。

平成23（2011）年には「ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*のための国連機関」（UN Women）が設立され、女性に関する4つの国際機関が統合されました。同年2月から3月にかけての「第55回国連婦人の地位委員会」では、ジェンダー平等*と女性のエンパワーメント*に関する取組が強化されました。

平成27（2015）年には、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、17の持続可能な開発目標（SDGs）の一つに、ジェンダー平等*を推進する目標が設定されました。この目標は、ジェンダー平等*の達成と全ての女性と女児のエンパワーメント*を世界中で進めることを目的としています。

令和4（2022）年9月にタイのバンコクで開催されたAPECの「女性と経済フォーラム」では、「女性の経済的自立の確立」について議論されました。同年6月には、ドイツのエルマウでG7サミットが開催され、首脳宣言において、ジェンダー平等*を全ての政策分野で主流化させることや、ジェンダー平等*の達成状況を監視する仕組みの導入について言及がありました。

なお、令和5（2023）年に発表された「ジェンダー・ギャップ*指数」によると、日本は146カ国中125位と、OECD加盟国の中でも低い順位に留まっており、政治や経済活動の分野での男女間格差が特に顕著です。



（2）日本政府における近年の動向

昭和60（1985）年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）*」が制定され、職場における性別による差別をなくすための一歩が踏み出されました。同じ年に、「女子差別撤廃条約」が国会で批准され、女性の権利擁護に関する国際的な取組が強化されました。その後、平成11（1999）年には、「男女共同参画社会基本法*」が成立し、男女が共に参画する社会の基本理念が明確にされました。そして平成13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）*」が制定され、家庭内暴力に対する法的な対策が執られることになりました。

さらに、平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」が制定され、女性の職業における更なる活躍を促進するための基本原則が定められました。続けて平成30（2018）年には、政治と労働の両分野で重要な法律が成立しました。一つは、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」で、これは選挙における男女候補者の数の均等化等を目指すものです。もう一つは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」で、これは長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現等を目指すものです。

これらを踏まえ、令和2（2020）年には、「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会*形成のための様々な取組が進められています。



(3) 徳島県における近年の動向

徳島県においては男女共同参画社会*の実現に向けた取組を進めるため、平成9（1997）年に「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝く徳島プラン）」が策定されました。

また、平成14（2002）年には、「徳島県男女共同参画推進条例」が制定されました。平成19（2007）年には、「徳島県男女共同参画基本計画」、平成24（2012）年に「第2次基本計画」、平成28（2016）年に「第3次基本計画」、令和元（2019）年に「第4次基本計画」、令和5（2023）年に「第5次基本計画」が策定されました。



(4) 小松島市の歩み

本市では、平成6（1994）年に女性問題に積極的に取り組むため、教育委員会社会教育課（平成8（1996）年、生涯学習課に改称）に「青少年女性係」を新たに設置しました。平成8（1996）年、第3次小松島市総合計画の後期基本計画に男女共同参画の主要施策を位置づけ、男女共同参画社会*に関する諸施策に取り組んできました。平成10（1998）年、女性問題に関する意識調査を実施し女性行政の基礎資料とするとともに、平成11（1999）年、「女と男（ひととひと）のフェスティバル in こまつしま」を開催しました。

平成12（2000）年には、女性政策の総合窓口として教育委員会生涯学習課内に「女性政策室」を新設し、平成13（2001）年、男女共同参画社会*に関する市民意識調査を実施しました。また、同年、庁内組織として「小松島市男女共同参画推進本部」（本部長：市長）を設置し、男女共同参画社会*の実現に向けて推進体制を強化しました。

平成14（2002）年には、小松島市男女共同参画計画「こまつしま女と男のハーモニープラン」を策定し、平成23（2011）年度までの10年計画とし、長期にわたり男女共同参画社会*の実現に向けた意識啓発等の各種施策を積極的に推進してきました。

平成14（2002）年度から平成16（2004）年度の3年間は、教育委員会生涯学習課内に「男女共同推進室」を設置しました。平成17（2005）年度には、「男女共同推進室」が担当していた業務を人権対策課に移管しました。平成18（2006）年度からは、人権対策課と人権教育課との統合により、人権推進課が男女共同参画事業を担うこととなりました。

さらに、平成26（2014）年度には、第2次小松島市男女共同参画計画「こまつしま女と男のハーモニープラン2」を策定し、令和5（2023）年度までの10年計画として、男女共同参画社会*の実現に向けて取り組んでまいりました。

3.

国・県の計画のポイント

国及び県の計画において、重点的に取り組んだり、新たに検討すべきテーマが以下のように挙げられています。本市の計画はこれら重点事項を踏まえ策定しました。

【国の第5次計画の政策体系】

政策	分野
I あらゆる分野における女性の参画拡大	第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	第3分野 地域における男女共同参画の推進
	第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	第7分野 生涯を通じた健康支援
	第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会*の実現に向けた基盤の整備	第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV 推進体制の整備・強化	—

【徳島県男女共同参画基本計画（第5次）】

基本方針	主要課題
I あらゆる分野で女性が活躍できる基盤づくり	1. 女性の職業生活における活躍を推進するための支援
	2. 多様な働き方の創出による女性の活躍推進
	3. 仕事と生活の調和を図るために必要な基盤の整備
	4. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
II 安全・安心に暮らせる環境づくり	5. 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	6. 生活上の困難を抱える女性等への支援
	7. 生涯にわたる健康づくりへの支援
	8. 防災・事前復興における男女共同参画の推進
III 地域でともに支え合う社会づくり	9. 男女共同参画の推進に向けた意識啓発
	10. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実
	11. 地域社会における男女共同参画の推進
	12. 誰もがいきいきと輝くダイバーシティ社会の実現

4.

計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）*」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）*」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次徳島県男女共同参画基本計画」を勘案しながら、本市の特性や現状を踏まえて策定しています。
- 本計画は、「小松島市第6次総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画」、「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」等、他の関連計画の内容との整合性を図り、策定しています。
- 小松島市男女共同参画計画策定懇談会の提言や市民意識調査等の結果を反映しています。
- 広く市民の意見を反映するため市民意見公募（パブリックコメント）を実施しています。（令和5（2023）年12月）

5.

計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和15（2033）年度までの10年間を計画期間として設定します。

計画最終年度の令和15（2033）年度には、各種施策・事業の進捗評価、実績評価に加え、アンケート調査等により市民意識の把握を行うことで計画全体の達成状況を評価し、その結果をもとに次期計画の検討を行います。

【計画期間】

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
第3次小松島市男女共同参画計画										
前計画の見直し	→									計画の見直し

6.

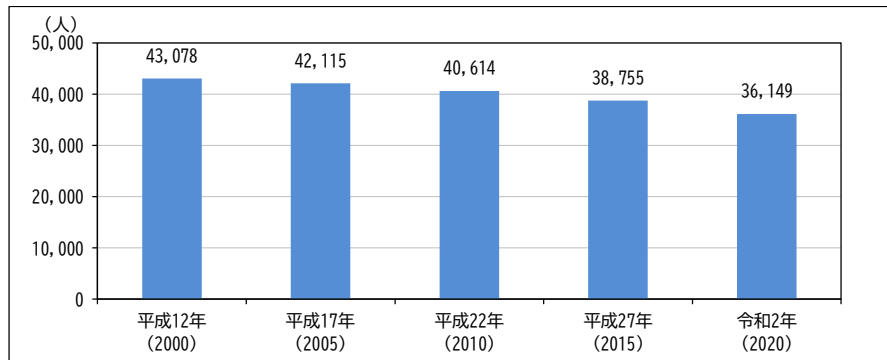
小松島市の現況



(1) 人口、世帯数の推移

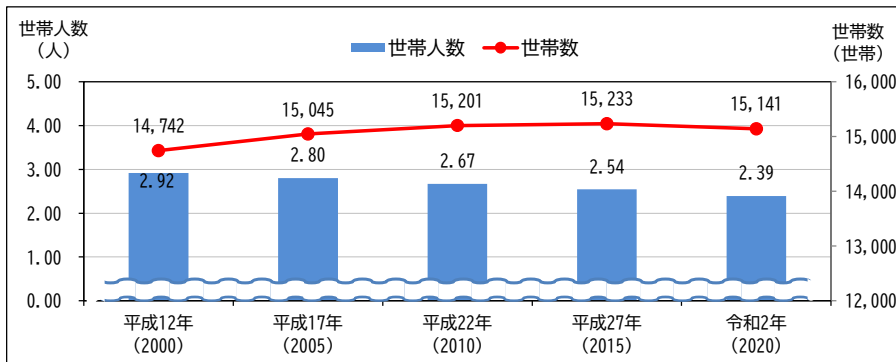
本市の人口は、令和2（2020）年の国勢調査において、36,149人で、世帯数15,141世帯、平均世帯人数2.39人となっています。世帯数は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年には減少に転じています。また、人口及び世帯人数は減少傾向が続いています。

◆人口



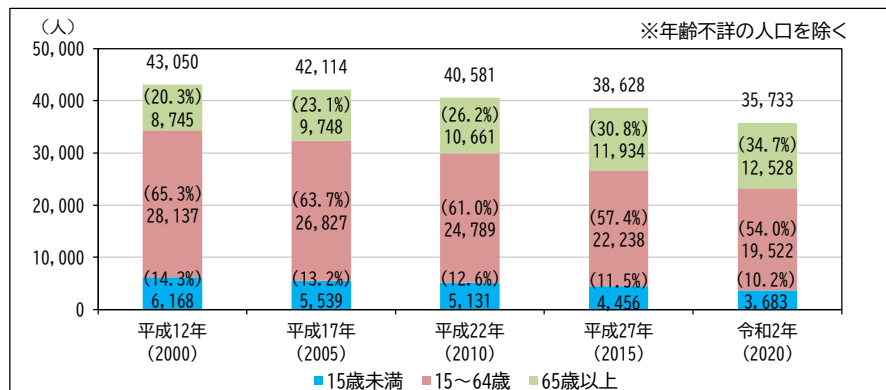
人口の推移（出典：国勢調査）

◆世帯数・世帯人数



世帯数・世帯人数の推移（出典：国勢調査）

◆年齢別人口の推移



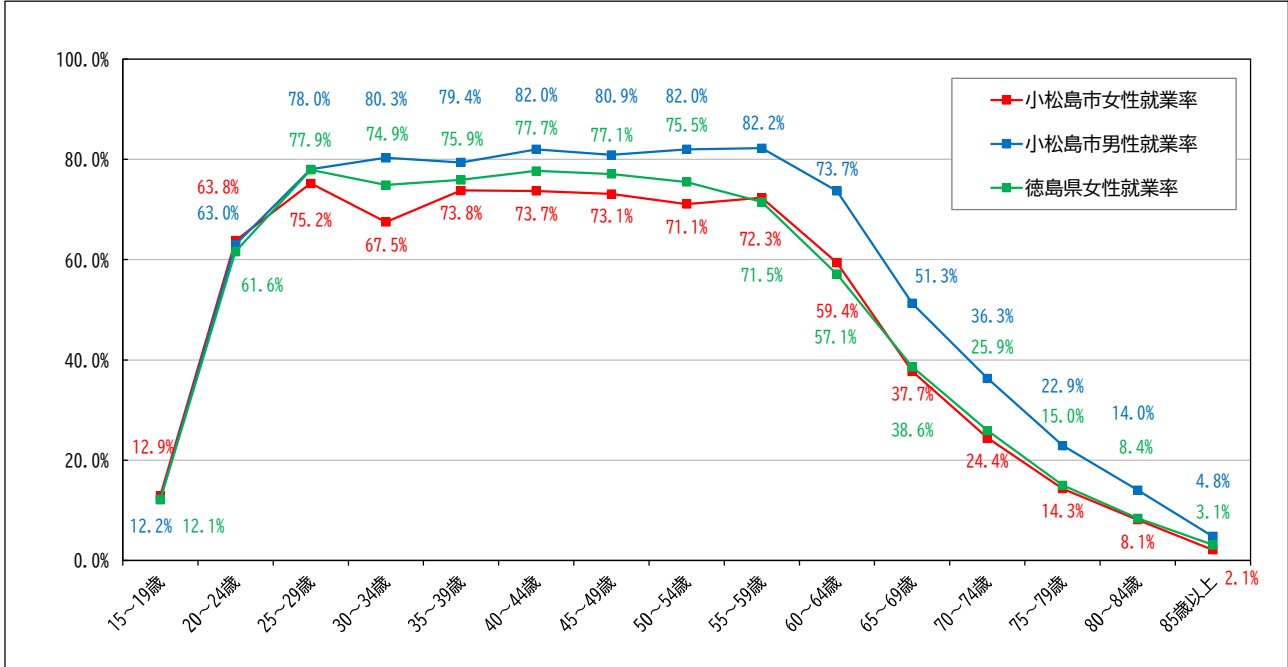
年齢別（3区分）人口の推移（出典：国勢調査）



(2) 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢別就業率は、徳島県と似た傾向にあり25～29歳をピークに20代から50代まで約6割以上の就業率となっています。

また、若干ではありますが30代前半をボトムとするM字カーブ*を描いています。



年齢別就業率(出典:令和2年国勢調査)



第2章

基本理念と基本目標

1.

基本理念

本市では、平成14（2002）年に小松島市男女共同参画計画を策定して以降、「人権・自立・共同のまちづくり」という基本理念の基、市民一人ひとりが固定的な役割にとらわれず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*の実現を目指して取組を進めてまいりました。計画期間中の社会の変化は著しく、現在、社会、企業、学校及び家庭内など様々な場面において、性別、年齢、文化、能力などにかかわらず、全ての人の多様性を尊重し、持続可能な発展を目指すことが求められています。

新しい時代の要請に応えるためには、ジェンダー平等*、デジタル化、ワーク・ライフ・バランス*、メンタルヘルスへの配慮など、現代社会の進歩に適応したアプローチが必要です。こうしたことから、新たな基本理念を『持続可能な多様性尊重のまちづくり』と定め、この基本理念の基で、全ての市民が互いに支えあいながら、それぞれの「輝き」を放つことができるまちづくりの実現を目指します。

持続可能な多様性尊重のまちづくり

2.

基本目標

本計画では、基本理念である『持続可能な多様性尊重のまちづくり』を実現していくために、3つの基本目標を設定し、それぞれの基本目標における現状と課題を明らかにし、取り組むべき施策の方向性を位置づけ事業を推進します。



I あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり

本計画の基本目標Iでは、性別にかかわらず、全ての人が自分の能力と個性を活かして様々な分野で活躍できる社会の基盤を作ることを目指しています。この目標を達成するためには、以下の3つの要素が重要です。

1. 政策・方針決定過程における女性の参画拡大：社会のあらゆる分野において、政策方針決定過程への女性の参画拡大を促します。
2. 多様な働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現：フレキシブル（柔軟）な勤務体系や在宅勤務の選択肢を増やし、仕事と家庭生活のバランスを取りやすくしていきます。このことによって、男性も女性も、生活の質を落とすことなくキャリアを積むことが期待されます。
3. 多様な選択を可能にする教育・学習の充実：幅広い教育機会を提供し、個人が自分の興味や能力に合わせた学びを選べるようにすることで、自己実現を図りやすくします。

これらの要素を踏まえ、全ての人が自らの意志に基づき、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる基盤づくりを進めます。



II 安全・安心に暮らせる社会づくり

本計画の基本目標IIでは、安全で安心して暮らせる社会の構築を目指しています。この目標を達成するために、次の4つの要素が重要です。

4. 誰もが安心して暮らせる環境の整備：全ての人が安全に生活できる環境を作り出すことが重要です。これには多様性を尊重する意識の醸成、住宅の安全、ユニバーサルデザインのまちづくり、そして社会的弱者の保護が含まれます。
5. 生涯にわたる健康づくり：年齢に関係なく、全ての人が健康を保ち、病気の予防と健康管理ができるよう支援体制の整備に努めます。
6. あらゆる暴力の根絶：社会から暴力をなくすことは、男女共同参画社会*を築く上で克服すべき重要な課題です。これには家庭内暴力、性的暴力、職場でのハラスメントなど、あらゆる形態の暴力への対策が含まれます。

7. 防災における男女共同参画の促進：災害時には、性別に配慮した対応が重要です。男性と女性の双方が防災計画の策定に関与し、実施することで、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

これらの要素を踏まえた取組を進めることによって、性別、年齢にかかわらず、あらゆる人が健康で安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

III 互いに理解し合い支えあう地域づくり

本計画の基本目標Ⅲでは、性別や年齢、障がいの有無などの違いをこえて、互いに理解し合い支えあう地域社会を築くことを目指しています。そのためには、以下の4つの要素が重要です。

8. 地域社会における男女共同参画の推進：地域活動への女性の積極的な参画を促します。
9. 多様性を尊重した地域社会づくりの推進：メディア・リテラシー*の向上や、性差別表現を排除する取組などを通じて、多様性を認め、互いを尊重する地域社会の実現を目指します。
10. 家事・育児・介護を支える社会環境の整備：全ての人々が家庭内での責任を共有し、家事・育児・介護等の負担を軽減できるよう、支援体制の充実に努めます。
11. 生活上の困難を抱える全ての人への支援：経済的、社会的な困難を抱える全ての人が必要な支援を受けられる体制づくりに努めます。

これらの要素を踏まえた取組を進めることによって、互いに理解し合い支えあう地域づくりを目指します。

3.

施策の体系

基本理念

基本目標

課題

持続可能な多様性尊重のまちづくり

目標Ⅰ

あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり

- 1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大
- 2 多様な働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現
- 3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

目標Ⅱ

安全・安心に暮らせる社会づくり

- 4 誰もが安心して暮らせる環境の整備
- 5 生涯にわたる健康づくり
- 6 あらゆる暴力の根絶
- 7 防災における男女共同参画の推進

目標Ⅲ

互いに理解し合い支えあう地域づくり

- 8 地域社会における男女共同参画の推進
- 9 多様性を尊重した地域社会づくりの推進
- 10 家事・育児・介護を支える社会環境の整備
- 11 生活上の困難を抱える全ての人への支援

施 策

- 1 事業者等における意思決定過程への女性の参画促進
- 2 市役所における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 3 地域活動における意思決定過程への女性の参画促進

- 4 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備
- 5 商工業・農業等の自営業における男女共同参画の促進
- 6 テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出
- 7 ワーク・ライフ・バランス*の普及・促進

- 8 学校、家庭等における男女平等教育の推進
- 9 男女共同参画を推進する教育・学習
- 10 人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実

- 11 性の多様性を尊重する意識の醸成
- 12 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備
- 13 心身の健康保持・増進のための環境整備

- 14 性差を考慮した相談体制の充実
- 15 医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持

- 16 DV・性犯罪等を根絶するための教育・啓発の充実
- 17 子ども、若年層に対する性暴力根絶のための対策の推進
- 18 セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進
- 19 あらゆる被害者の自立のための支援体制の整備

- 20 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立
- 21 消防団、自主防災組織への女性の参画促進
- 22 災害時における女性への配慮

- 23 男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及促進
- 24 安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進

- 25 多様な人権尊重
- 26 メディア・リテラシー*の向上
- 27 広報・刊行物等における性差別表現の排除

- 28 男性の家事・育児・介護等の意識の向上
- 29 子育て・保育サービスの充実
- 30 育児相談・保健指導の充実
- 31 介護サービス・介護予防サービスの推進

- 32 高齢者・障がい者への支援
- 33 ひとり親家庭への支援
- 34 困難な問題を抱える全ての人に対する支援体制の整備

4.

計画の指標

本計画では、計画を効果的に実施するため、目標ごとに指標を定め数値目標を設定します。

目標Ⅰ あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり

指標	現状値	目標値 (R15)	把握方法
審議会等の女性委員比率 (%)	22.2 (R5. 4. 1)	25	庁内資料
女性の管理職の割合 (%)	32.8 (R5. 4. 1)	35	庁内資料
女性消防団員数の割合 (%)	5.0 (R5. 4. 1)	6	庁内資料
男性市職員の育児休業取得率 (%)	12.5 (R4年度)	100	庁内資料
育児休業制度が未整備の市内事業所割合 (%)	11.1	5	アンケート
介護休業制度が未整備の市内事業所割合 (%)	11.1	5	アンケート

目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり

指標	現状値	目標値 (R15)	把握方法
乳がん検診の受診率 (%)	18.2	50	庁内資料
子宮頸がん検診の受診率 (%)	17.1	50	庁内資料
定期健康相談参加者数 (人)	298	400	庁内資料
DV等でどこにも相談しなかった人の割合 (%)	37.7	30	アンケート
身近な暴力の件数の割合 (%)	25.6	20	アンケート

目標Ⅲ 互いに理解し合い支えあう地域づくり

指標	現状値	目標値 (R15)	把握方法
家庭生活で男女の地位は平等と思う割合 (%)	36.0	40	アンケート
職場で男女の地位は平等と思う割合 (%)	32.7	35	アンケート
地域社会で男女の地位は平等と思う割合 (%)	31.2	35	アンケート
学校教育の場で男女の地位は平等と思う割合 (%)	57.8	60	アンケート
社会通念・習慣・しきたりで男女の地位は平等と思う割合 (%)	13.2	15	アンケート
社会全体で男女の地位は平等と思う割合 (%)	15.3	18	アンケート
セクシュアル・マイノリティ (LGBTQ) *という言葉の認識率 (%)	79.9	90	アンケート
セクシュアル・マイノリティ (LGBTQ) *の方が生活しづらい (差別・偏見などで) 社会だと思う割合 (%)	57.3	30	アンケート
マタニティくらぶ参加組数のうち父親の参加の割合 (%)	57.1	60	庁内資料



第3章

目標別課題と施策

目標 I あらゆる分野へ全ての人が活躍できる基盤づくり

本計画の基本目標 I は、性別にかかわらず、全ての人が自分の能力と個性を活かして様々な分野で活躍できる社会の基盤を作ることを目指しています。この目標を実現するためには、政策方針決定過程への女性の参画を拡大し女性の視点を反映させていくことや、多様な働き方の推進等により仕事と生活を調和させることが重要です。さらに多様な選択を可能にする教育・学習の充実も必要です。

これらの取組によって、全ての人が自分らしい働き方と生き方を選べる社会を目指します。

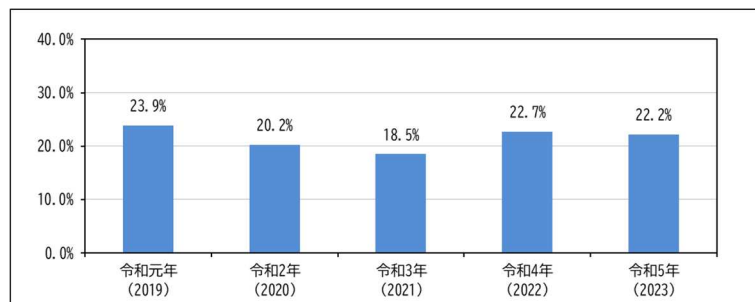
課題 I 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

現状と課題

◆審議会等の女性委員の推移

地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等は 24 の審議会があり、総委員数は 334 人です。

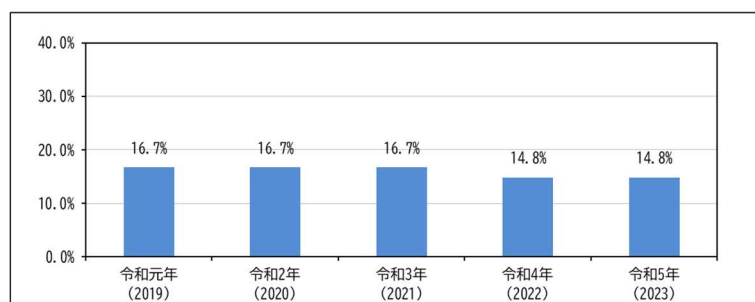
この内、女性委員は 24 の全ての審議会にいますが、女性委員の数は 74 人で女性委員比率は 22.2 パーセントと令和元（2019）年と比較してほぼ横ばいで推移しています。多様な意見を反映させるため、引き続き審議会等への女性の参画を促していく必要があります。



審議会等の女性委員の推移

◆委員会等の女性委員の推移

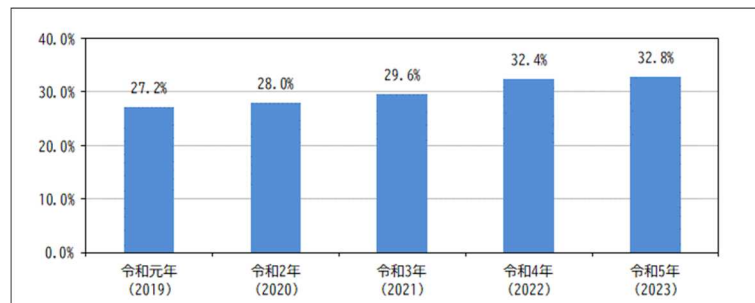
本市には、地方自治法（第 180 条の 5）に基づく委員会等は、教育委員会、農業委員会等 6 の委員会があり、総委員数は 54 人です。この内、女性委員のいる委員会等は 3、女性委員の数は 8 人で女性委員比率は 14.8 パーセントとなっており、令和元（2019）年と比較してわずかながら減少しています。委員会等についても引き続き女性の参画を促していく必要があります。



委員会等の女性委員の推移

◆女性管理職の推移

本市職員の管理職総数は131人、内女性管理職は43人で女性比率は32.8パーセントとなっており、令和元（2019）年と比較して少しずつ増加しており、管理職への女性の登用は進んできている状況です。



女性管理職の推移

対策の方向性

政治的、経済的、社会的な意思決定過程において性別等にかかわらず、誰もが対等な立場で参画し、多様な視点や意見を反映させていくことが重要です。そのため、事業者、市役所、地域社会など、あらゆる組織において女性の参画を促進し、性別にかかわらず全ての人に公正な参画機会を提供していくよう努めます。

No	施策	事業	主な担当課
1	事業者等における意思決定過程への女性の参画促進 事業者等に対して、女性活躍推進法の趣旨等の周知を図るとともに、管理職を含め、女性の積極的な登用を促します。	◇事業者等への女性登用の促進 ◇商工会議所と連携した広報活動	商工観光課 人権推進課
2	市役所における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 審議会等及び委員会等において女性委員を積極的に登用するよう努めます。 女性市職員が管理職として活躍し、政策・方針決定過程に積極的に参加するように努めます。また、職員の人材育成など性別にかかわらず全ての職員がリーダーシップを発揮できる環境の整備にも努めます。	◇審議会等、委員会等への女性委員の登用促進 ◇女性自身の意識改革のための研修の開催 ◇女性職員の管理職への登用促進 ◇職員の人材育成	関係各課 人事課
3	地域活動における意思決定過程への女性の参画促進 女性参画促進に関する情報提供や啓発活動により、地域活動における、男女共同参画社会の理解増進と、地域活動団体等の役員に性別による偏りがないよう、女性の参画を促します。	◇地域活動団体等への女性登用促進	関係各課

課題2 多様な働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現

現状と課題

◆育児休業、介護休暇の取得状況の推移

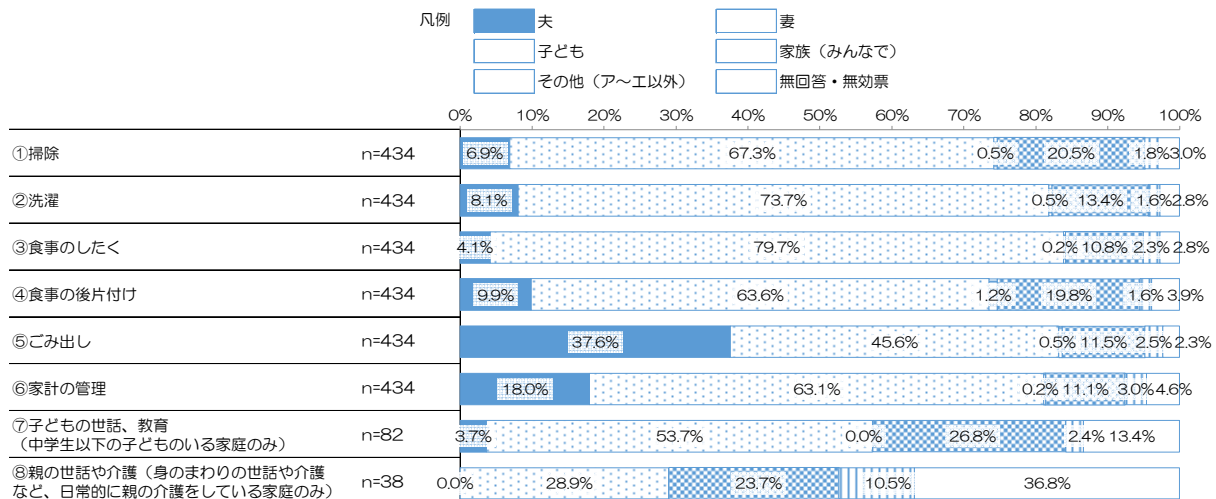
本市では、職員の育児休業、介護休暇制度の導入後も、育児短時間勤務等の新設等、制度拡充を図りながら、働きやすい、働き続けるための環境整備に努めてきました。これにより、女性職員の育児休業の取得は進んでいるものの、男性職員の育児休業取得はまだ十分には進んでいません。

区分	性別	単位(人)			
		令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
育児休業	男性	1	2	3	1
	女性	16	25	21	20
子の看護休暇	男性	7	4	7	7
	女性	11	12	21	22
介護休暇	男性	1	1	1	2
	女性	2	2	3	2
育児短時間勤務	男性	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0
育児部分休業	男性	0	0	0	0
	女性	4	5	8	9

育児休業、介護休暇等の取得状況の推移

◆日常的な家庭の仕事

男女共同参画に関する市民アンケートによると、家庭の仕事の分担は、前回調査（平成25（2013）年11月）の結果と変わらず、⑤「ごみ出し」でやや「夫」の分担が多いものの、ほとんどの家事が「妻」の役割となっています。今回わずかに①「掃除」、②「洗濯」、③「食事のしたく」、④「食事の後片付け」で「夫」、「妻」の分担が減り、「子ども」、「家族みんなで」の数値が増えており、また、⑧「親の世話や介護」で「夫」が0パーセントになり、「妻」も10パーセント以上減り、「家族みんなで」が大幅に増えたこと等で一定程度男女共同参画の取組の成果が表れてきているのではないかと考えられます。

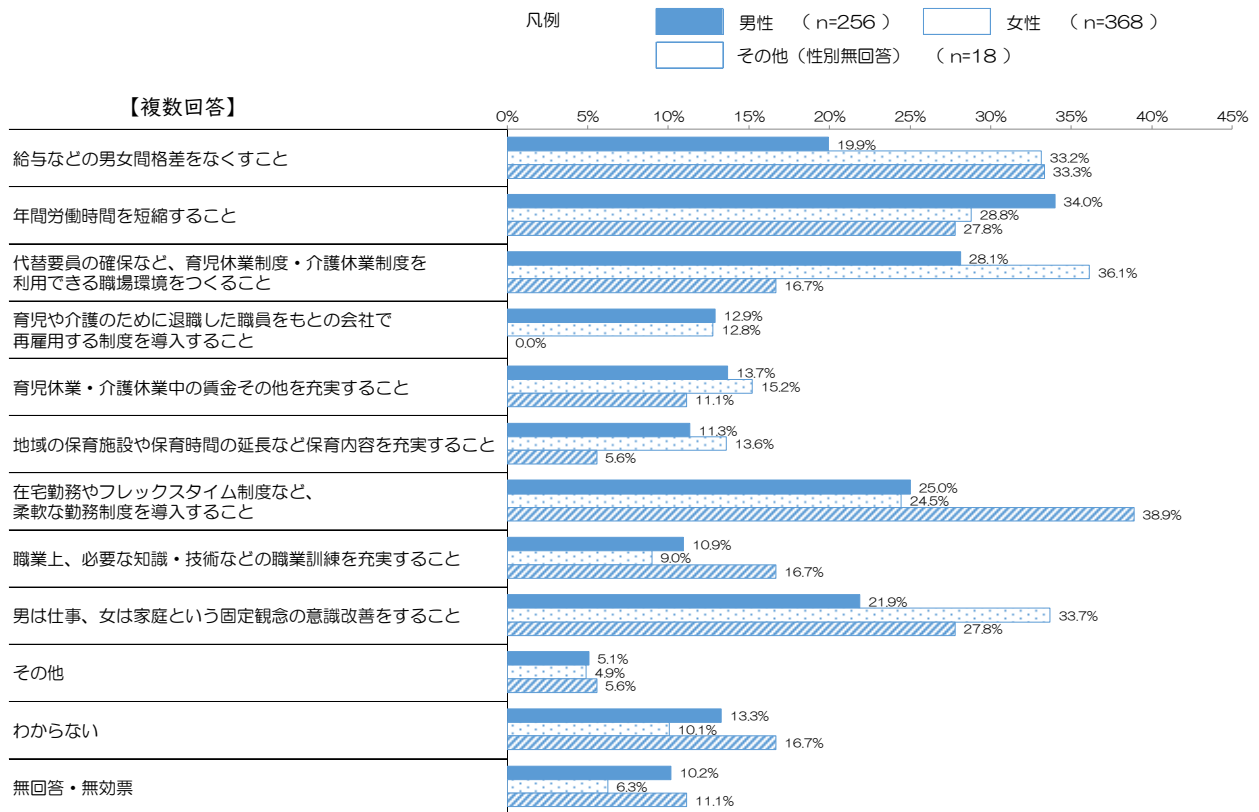


※ アンケートで性別「男性」「女性」と回答した方のみ対象

※ アンケートで「既婚(事実婚を含む)」と回答した方のみ対象

◆ワーク・ライフ・バランス*をよくするために

ワーク・ライフ・バランス*をよくするために何に取り組めばよいか、の問いに対しては、「給与などの男女間格差をなくすこと」、「労働時間の短縮」、「各種休業制度を利用できる職場環境をつくること」、等の制度改革と共に、「男は仕事、女は家庭という固定観念の意識改善をすること」、も高く（3割弱）求められています。



アンケート調査から日常生活においては、家庭内の役割分担にわずかながら改善の兆しが見えます。一方で、仕事の面においては、給与などの男女間格差の解消、多様な働き方の推進、育児、介護等と仕事の両立を支援する環境づくりが必要です。

対策の方向性

男女雇用機会均等法*等の関係法令や各種制度について周知を図るとともに、商工業・農業等における男女共同参画促進、テレワークやフレックスタイム*制等の多様な働き方の導入促進、ワーク・ライフ・バランス*の推進に向けた啓発活動等に努めます。

No	施策	事業	主な担当課
4	<p>多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環境等の整備</p> <p>男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止等、男女の雇用機会の均等を推進するとともに、職場における全てのハラスメントの防止対策を講じるよう事業者へ促します。</p> <p>就業上の悩み等、様々な問題に対処する相談体制の充実に努めます。</p>	◇関係法令の周知徹底のための啓発	人事課 商工観光課 人権推進課
		◇就業環境と就業条件の整備	人事課 商工観光課
		◇労働に関する各種相談体制の充実	
5	<p>商工業・農業等の自営業における男女共同参画の促進</p> <p>商工会議所等と連携して、女性が自営業（特に商工業や農業）において重要な役割を果たしていることを示し、その役割が適切に評価されるよう啓発に努めます。また、自営業を行う女性の間での情報交換や協力を促すためのネットワークづくりをサポートします。</p> <p>これにより、商工業や農業などの自営業における男女共同参画の促進と、女性の経済的自立の実現を目指します。</p>	◇家族経営協定の周知と促進	農林水産課
		◇女性経営者、女性従業者向け講習会の周知と参加の促進	商工観光課 農林水産課 人権推進課
		◇商工会議所と連携した広報活動	商工観光課
6	<p>テレワークの一層の普及など、多様で新しい働き方の創出</p> <p>事業所に対して、テレワークやフレックスタイム制について情報提供を行うとともに、これら多様な働き方の導入を促進します。</p>	◇テレワークセミナーの開催	商工観光課
		◇市内でテレワークやフレックスタイムを実施する事業所の拡大	
		◇多様な働き方に関する情報提供	人事課 商工観光課
7	<p>ワーク・ライフ・バランスの普及・促進</p> <p>仕事と私生活の調和の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発していきます。また、啓発誌の配布やセミナーの開催等を通じて、女性だけでなく男性も育児や介護の休暇を取得しやすくなるよう促していきます。</p>	◇ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	人事課 商工観光課
		◇育児休業・介護休暇等の取得促進	人事課 商工観光課 人権推進課

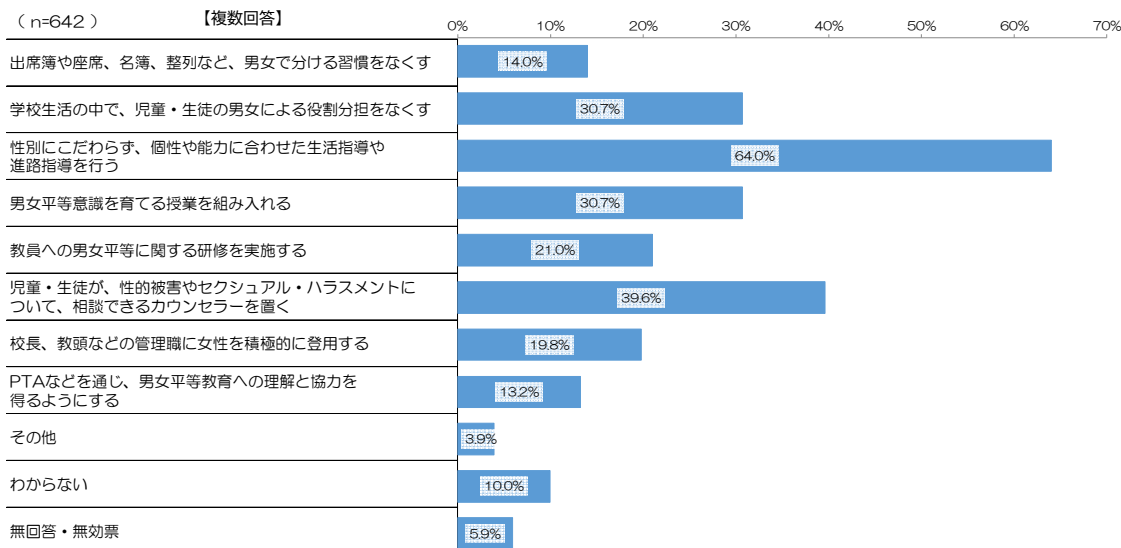
課題3 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

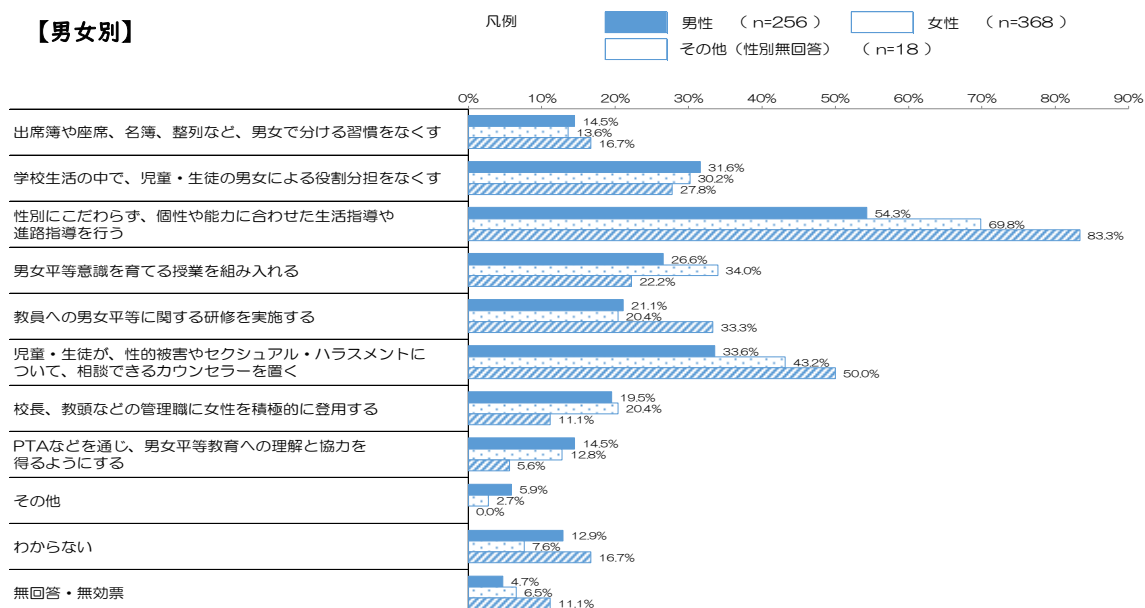
◆学校教育について

学校で男女平等教育を進めるために取り組んでほしいことには、「性別にこだわらず、個性や能力に合わせた生活指導や進路指導を行う」が6割以上と突出して高くなっています。また、前回調査では、「児童・生徒が、性的被害やセクシュアル・ハラスメント*について、相談できるカウンセラーを置く」という要望について男性約28パーセント、女性約20パーセントでしたが、今回は、男性約34パーセント、女性約43パーセントと、男女が逆転し、女性の要望が格段に増加しています。このことは、セクシュアル・ハラスメント*に対する認識の高まりを反映しているものと考えられます。

【全体】



【男女別】



教育現場においては、早い段階から男女平等教育と人権尊重の教育、また、多様性を認め合う意識を醸成していくことが重要です。加えて、生涯学習の観点からも、男女共同参画に関する社会教育が必要です。

対策の方向性

学校や家庭での教育において、男女平等と人権尊重の視点を組み込むとともに、生涯学習の観点から、男女共同参画と個人の尊厳についての理解を深める社会教育を推進します。これらの取組を通じて、誰もが性別にとらわれず互いに尊重し合い、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会*の実現を目指します。

No	施策	事業	主な担当課
8	<p>学校、家庭等における男女平等教育の推進</p> <p>学校での教育において、男女平等の視点を組み込み、子供たちが自分自身で学び、考え、行動する能力を育む教育を推進するとともに、一人ひとりが自分らしい生き方や職業を選択できるようキャリア教育*を推進します。</p> <p>家庭における、習慣的な性別に基づく役割分担の意識を見直すための啓発活動を行います。</p>	◇キャリア教育*の推進	学校課
		◇家庭での男女平等教育推進のための啓発活動	生涯学習課 学校課 人権推進課
9	<p>男女共同参画を推進する教育・学習</p> <p>生涯学習の観点から、ワークショップやセミナーを通じて、男女共同参画と個人の尊厳についての理解を深める社会教育を推進します。</p>	◇男女共同参画を推進する講演会の開催や講師派遣	生涯学習課 人権推進課
10	<p>人権尊重と男女平等を推進する教育・学習の充実</p> <p>教育の面では、男女平等教育の実践的な指導法や男女平等に関する最新の研究成果の共有を通じて、教職員が男女共同参画についての理解を深めるための研修や学習機会の充実を図ります。</p> <p>これにより、教職員は自身の指導力を向上させ、生徒たちに対してより効果的な教育を実践できるようになることが期待されます。</p>	◇人権尊重と男女平等の視点に立った教育の推進	学校課 人権推進課
		◇講演会等による人権尊重に関する意識向上への啓発・研修	生涯学習課 人権推進課

目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会*を実現するためには、市民が性的指向や性自認に関して正しく理解し認識を深めるとともに、高齢者や障がい者、外国人など、全ての人が安全に暮らせる環境を整備することが必要です。そのためにはユニバーサルデザインのまちづくりなど、社会生活において安全性や利便性を高めることや生涯にわたる健康づくりの支援が必要であり、家庭内暴力、性的暴力、職場でのハラスメントなど、あらゆる暴力を社会から排除するための取組も必要です。

また、男性も女性も平等に防災計画の立案等に参加し、災害が起きたときには、性別に基づいた支援が受けられるよう環境を整えることが必要です。

これらの取組を進めることにより、性別や年齢、社会的地位にかかわらず、全ての人が健康で安全・安心に暮らせる社会の実現を目指します。

課題4 誰もが安心して暮らせる環境の整備

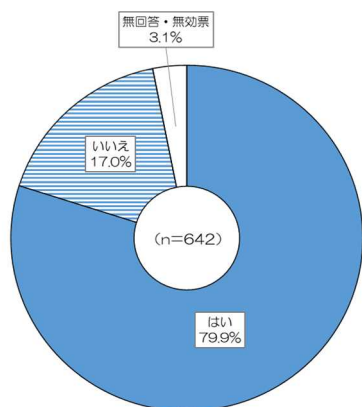
現状と課題

◆セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*について

現在セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*という言葉については、約80パーセントの人が知っているという回答しており、社会に広く浸透してきたことが窺えます。

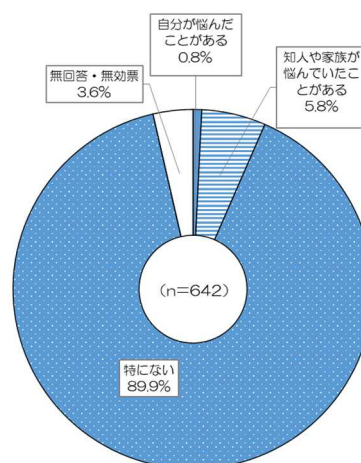
現在セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*に対して悩んでいることについては、「自分が悩んだことがある」が0.8パーセントあり、「知人や家族が悩んでいたことがある」と答えた人が5.8パーセントいます。このことは、アンケートの母数から642人中約5人が、ご自身が悩んでおり、知人や家族で悩んでいる人を知っている人が37人います。

【セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*
という言葉の認知度】



【セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*
について悩んだ経験】

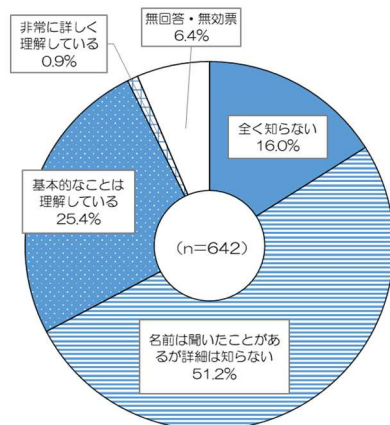
【複数回答】



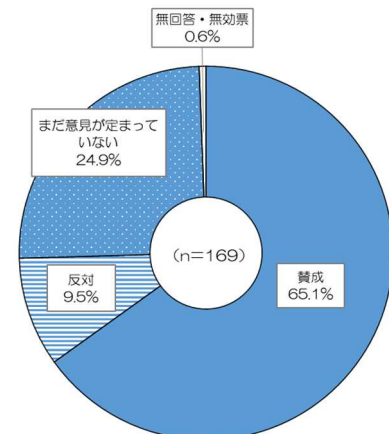
◆パートナーシップ制度*

パートナーシップ制度*についての理解度については、「全く知らない」と「名前は聞いたことがあるが詳細は知らない」と答えた人が約67パーセントとなっており、さらなる周知・啓発が必要であることが窺えます。また、導入することへの意見については、約65パーセントの人が「賛成」と回答しており、「反対」の約10パーセントを大きく上回っています。

【「パートナーシップ制度*」についての理解度】



【導入することへの意見】



セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）*という言葉の認知度は進んできたもののパートナーシップ制度*についての理解は進んでいません。性的指向や性自認を理由とする差別事象が存在することから、一人ひとりが性の多様性への理解を深めていく必要があります。

また、高齢者や障がい者など多様な個人がそれぞれのニーズに応じた支援を受けられる体制を整えることも重要です。

対策の方向性

パートナーシップ制度*を導入し、性の多様性について啓発に努めます。また、高齢者、障がい者、外国人など、特に支援を必要とする人に対しては、公共施設のバリアフリー化や多言語サービスの提供に努めます。

さらに、各種検診（健診）事業の推進等、心身の健康を保つための環境整備に努めます。

No	施策	事業	主な担当課
11	<p>性の多様性を尊重する意識の醸成</p> <p>性的マイノリティへの偏見や差別を解消し、性の多様性への理解と尊重を深めるため、学校やコミュニティ内で性の多様性についての教育の充実を図ります。また、社会全体で性の多様性を理解し、尊重することを目指す啓発を進めます。</p> <p>これにより、全ての人々が性的指向や性自認を自由に表現でき、それらが社会全体で尊重される環境づくりを目指します。</p>	◇いじめや差別を生み出さない生徒指導及び人権教育の推進	学校課
		◇悩みや不安を抱える児童生徒が相談しやすい環境づくりと支援体制の構築	
		◇パートナーシップ制度の導入	人権推進課
◇性の多様性についての啓発			
12	<p>高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境整備</p> <p>全ての人々が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを推進します。併せて、身体的な制約を持つ人や外国人等、全ての人々が利用しやすい公共施設等の整備を目指します。</p>	◇ユニバーサルデザインのまちづくり	まちづくり推進課
		◇関係機関と連携した効果的な啓発活動	人権推進課
13	<p>心身の健康保持・増進のための環境整備</p> <p>市民の健康を保持し、向上させるための環境整備が必要です。特に、女性特有の乳がんや子宮頸がんに対する定期的な検診の受診を奨励します。</p> <p>生活習慣病の予防に焦点を当て、健康な生活習慣の確立を推進します。また、ストレス管理やメンタルヘルスの重要性についても啓発します。</p>	◇各種検診（健診）事業の推進	保健センター
		◇心身の健康づくり事業の推進	

課題5 生涯にわたる健康づくり

現状と課題

生涯にわたり健康を維持していくためには、性差を十分に認識した健康支援体制を整えていくことが重要です。特に女性の心身の状況は、思春期、妊娠、出産、更年期といったライフステージごとに大きく変化するものであり、各ライフステージに応じた支援を充実させることが必要で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の視点を取り入れることも重要です。

対策の方向性

性差を考慮した相談体制の充実に努めるとともに、女性のライフステージに応じた情報提供や支援を行うことで、女性の生涯にわたる健康づくりを支援します。

No	施策	事業	主な担当課
14	性差を考慮した相談体制の充実 性差を考慮した上で、生活環境や働き方、年齢などの個々のライフスタイル*に応じた健康相談の充実に努めます。	◇各学校において児童生徒や保護者が、学級担任やスクールカウンセラー等に相談しやすい環境の整備	学校課
		◇健康相談の充実	保健センター
15	医療・健康・スポーツ、ライフステージに応じた女性の健康保持 女性の心身の状態は、そのライフステージにより大きく変わることから、各ライフステージに合わせたサポートが必要となります。女性が生涯を通じて健康に過ごせるよう支援に努めます。 具体的には、運動等を推奨し、女性特有の健康問題や生涯の各ライフステージにおける健康に関する教育や相談を行います。	◇市民講座・成人講座開催事業	生涯学習課
		◇健康的な食習慣の確立や適切な運動習慣の普及啓発等	保健センター

課題6 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

◆DVの相談件数の推移

令和4年度に本市が受け付けた市民からのDVの相談件数は5件で、全て女性に対するDVの相談となっています。

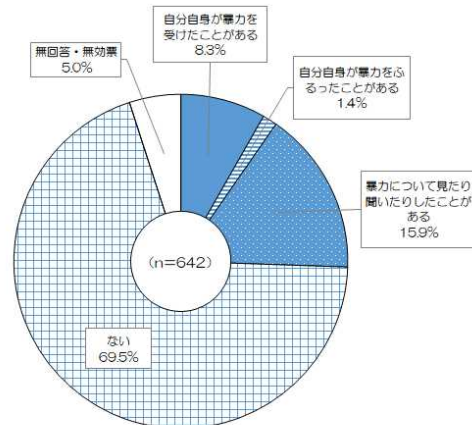
年度	女性(人)	男性(人)	外国人(人)	合計(人)
令和元年度 (2019)	3	0	0	3
令和2年度 (2020)	8	0	0	8
令和3年度 (2021)	11	0	0	11
令和4年度 (2022)	5	0	0	5

DV相談件数の推移

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）*について

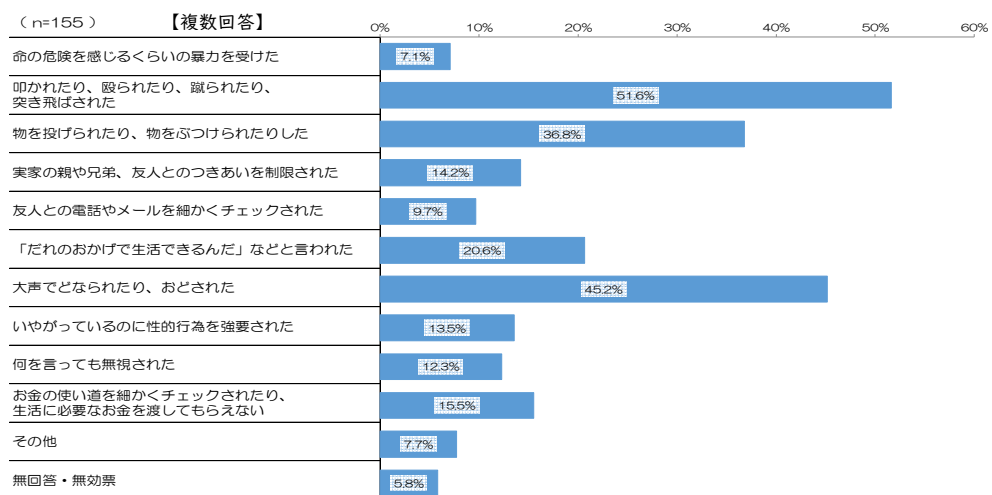
DVの被害を受けたり、逆に暴力をふるったり、それらを見聞きしたことがある、との回答は3割弱となっています。

【身近な暴力の経験】



◆暴力の内容

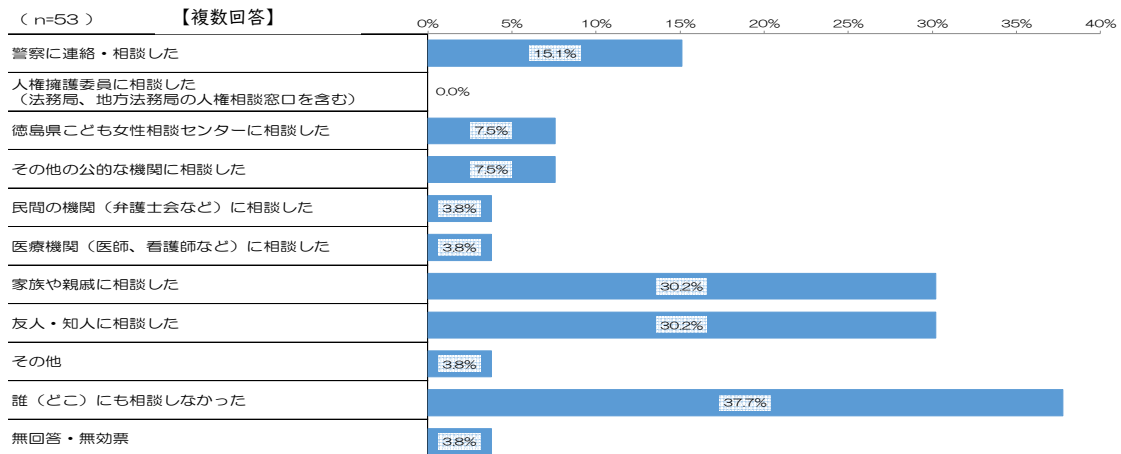
暴力の内容としては、「叩かれたり、殴られたり、蹴られたり、突き飛ばされた」（約52パーセント）、「大声でどなられたり、おどされた」（約45パーセント）、「物を投げられたり、物をぶつけられたりした」（約37パーセント）と突出しており、身体の危険を感じる具体的な行為があったことを示しています。



◆DVの相談先

DVの相談先としては、4割近くの方は「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答しています。また、相談先としては、各行政機関への相談が、「家族や親戚」、「友人・知人」よりも低くなっています。

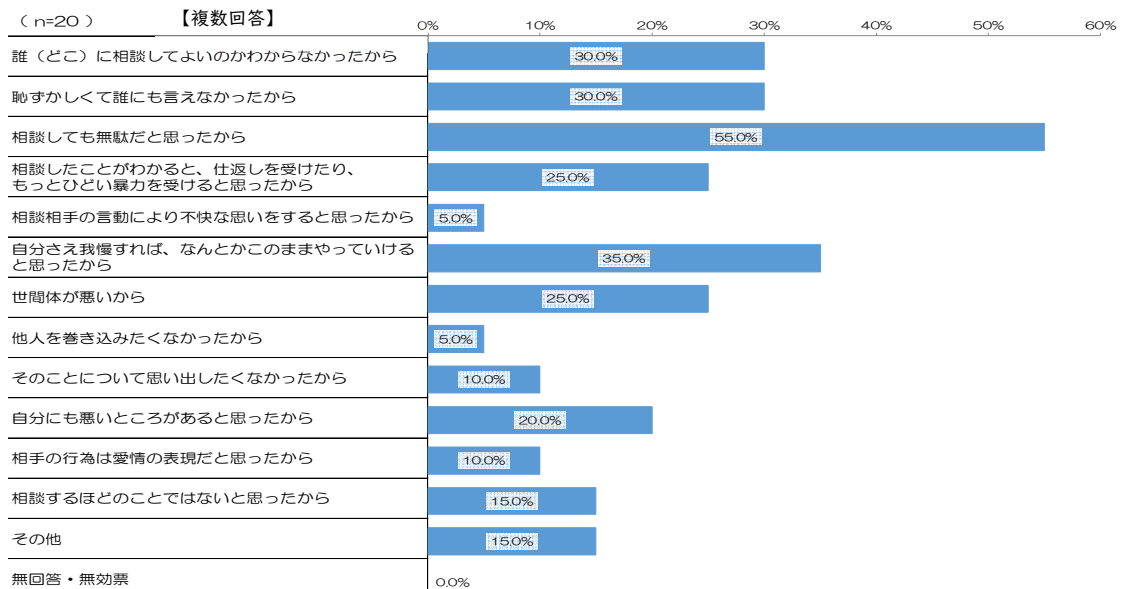
DVなどの個人的かつ重要な内容について、先ず、誰かに相談するというアクションが起こせるようにすることが重要であり、その背後にある問題点や課題の深堀が必要であることが窺えます。



※ アンケートで身近な暴力を「受けたことがある」「見たり聞いたりしたことがある」と回答した方のみ対象

◆誰（どこ）にも相談しなかった理由

誰（どこ）にも相談しなかった理由としては、「相談しても無駄だと思ったから」が55パーセントと突出しています。相談することにより解決に向けた糸口になる場合があることを周知する必要があります。



※ アンケートで受けた暴力について「誰（どこ）にも相談しなかった」と回答した方のみ対象

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント*等女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進める必要があります。特に、子どもや若年層が性暴力の被害者とならないよう環境を整えることが必要です。

また、暴力の被害者が自立し、再び社会で活躍できるよう支援体制の整備も必要です。

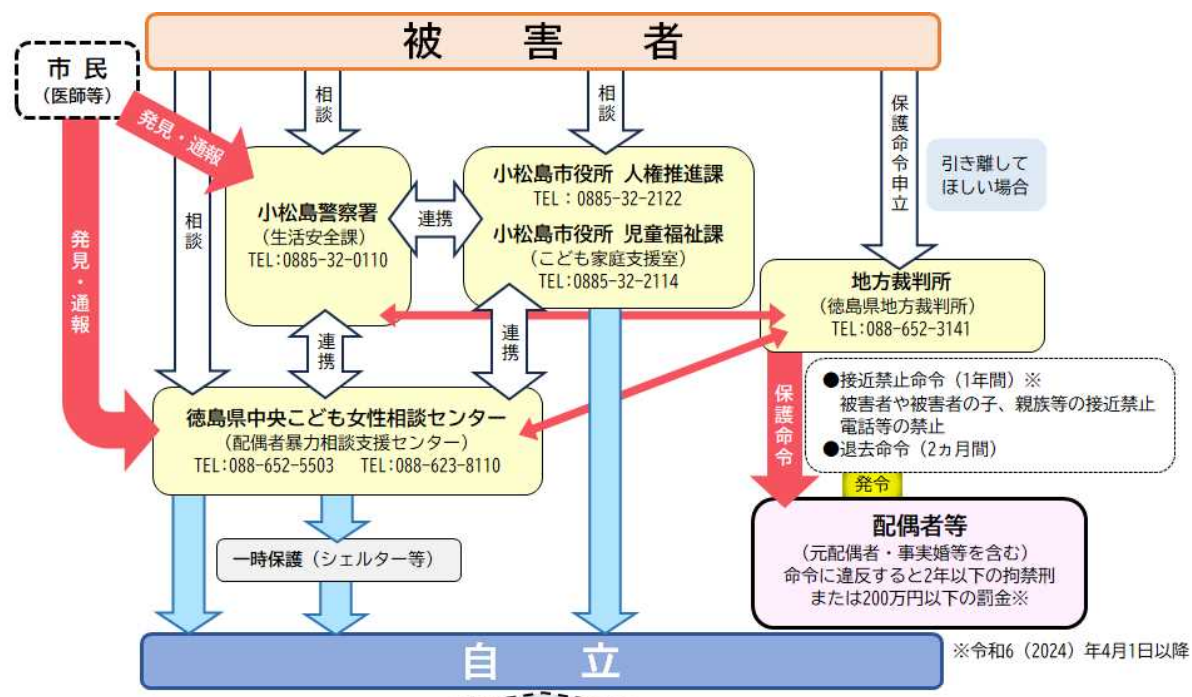
対策の方向性

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント*等を防止するため、教育や啓発の充実に取り組みます。また、子どもや若年層が性暴力の被害に合わないよう警察等関係機関と連携しつつ、防犯対策の強化を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

さらに、暴力の被害者が自立し、再び社会で活躍できるようにするための支援体制の整備にも努めます。

No	施策	事業	主な担当課
16	DV・性犯罪等を根絶するための教育・啓発の充実 DV等を防止するための教育、啓発活動に取り組むとともにDV等相談窓口の周知を図ります。	◇パープルリボン運動	人権推進課
		◇DV等相談窓口の周知	
		◇市民への啓発の充実	
17	子ども、若年層に対する性暴力根絶のための対策の推進 子どもや若者を性暴力から守るために、市全体での広報活動と教育啓発を強化し、通学路や公園などの公共空間での防犯対策の強化に努めます。 また、性暴力の被害を受けた子どもたちが必要な支援を受けられるよう、プライバシーに配慮しながら、相談体制の充実、関係機関との連携を図ります。	◇青少年非行防止巡回パトロール	学校課
		◇各学校において児童生徒や保護者が、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等に相談しやすい体制の整備	
		◇被害を受けた子どもの一時保護、児童福祉施設入所などの連絡及び相談体制の整備	児童福祉課 学校課 人権推進課
		◇警察、教育委員会など関係機関との連携強化	人権推進課
18	セクシュアル・ハラスメント*防止対策の推進 市の職員に対し、ハラスメント防止に関する規定や手続きの周知を図ります。また、必要な研修を実施し、個々の認識と理解を深めます。 市内の事業所に対し、ハラスメントについての認識を深めるための啓発活動や情報提供に努めます。	◇市職員へのセクシュアル・ハラスメント*防止のための研修	人事課
		◇職場におけるセクシュアル・ハラスメント*防止のための広報・啓発	人権推進課
19	あらゆる被害者の自立のための支援体制の整備 被害を受けた全ての人が自立し、再び生活を立て直すことができるような支援体制の整備に努めます。 具体的には、市の関連部署や外部の支援団体と連携し、必要な情報提供、住宅の確保、就職の支援、子どもの教育に関する相談対応など、個々のニーズに対応した支援に努めます。	◇被害を受けた子どもに対して、関連部署や外部支援団体との連携による教育相談等の教育的支援	学校課
		◇被害者の自立支援体制の整備	戸籍住民課 保険年金課 介護福祉課 児童福祉課 生活福祉課 住宅課 人権推進課
		◇弁護士による無料法律相談の実施	総務課

配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



※令和6(2024)年4月1日以降

支 援

関係部署・関係機関等

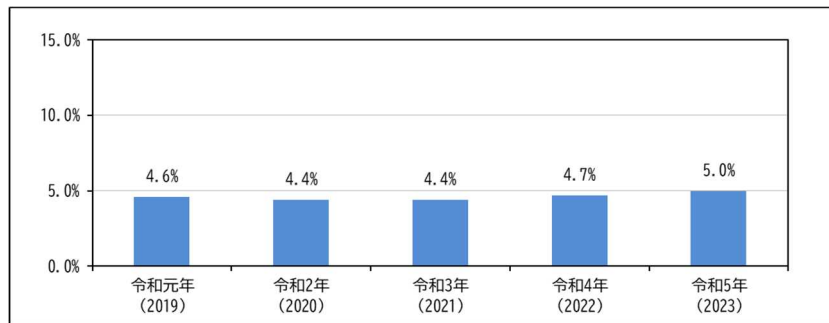
小松島市 担当課		関係部署・関係機関等	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務等における支援措置の実施 ・被害者の安全確保のための個人情報の保持 	戸籍住民課	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター ・相談又は相談機関の紹介 ・緊急時における安全の確保 ・一時保護 ・カウンセリング ・自立支援、保護命令等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助 	<ul style="list-style-type: none"> 法務局 ・相談・相談機関の紹介
<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の自立支援のための情報提供 ・相談、専門機関の紹介 ・児童虐待等、子供の安全確保に対する支援 ・保育所、学童保育入所に関する支援 ・子育て支援施設利用に向けた支援 	児童福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 警察署 ・暴力の抑止 ・被害者の保護 ・被害発生防止のための必要な措置や援助 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・保育所等 ・保育、就学の安全対策 ・学習支援
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の就学に関する支援 	学校課	<ul style="list-style-type: none"> 市民(医師等) ・発見した者による通報の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設 ・社会福祉事業
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護の対応等の支援 	生活福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体等 ・相談・一時保護 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会 ・福祉サービス・相談 ・市民活動支援
<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居に関する支援 	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所 ・保護命令・離婚調停等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター ・地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント
<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・年金に関する支援 	保険年金課		<ul style="list-style-type: none"> 労働基準局 ・労働に関する調査、相談
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待等、高齢者の安全確保に対する支援 ・障がい者虐待等、障がい者の安全確保に対する支援 	介護福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク ・就業支援
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内・庁外機関との連携 	人権推進課		

課題7 防災における男女共同参画の推進

現状と課題

◆女性消防団員数の推移

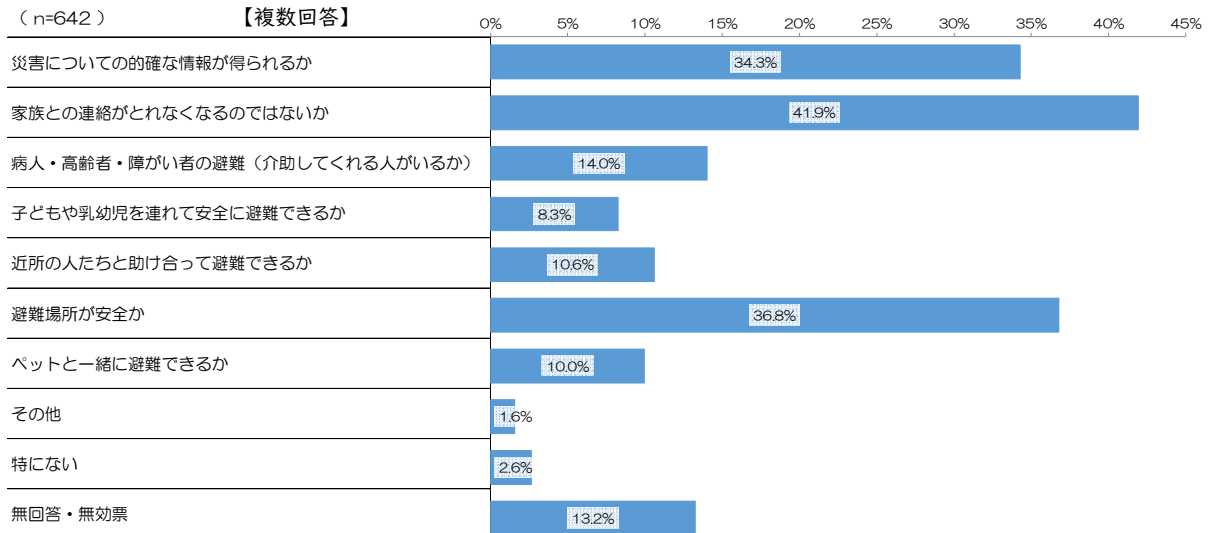
本市の消防団員総数は398人、内女性消防団員は20人で女性比率は5.0パーセントと令和元年以降横ばいです。



女性消防団員数の推移

◆災害発生時、避難が必要な場合に心配なこと

災害発生時に心配なことは、前回調査と同様に「家族との連絡が取れなくなるのではないか」（約42パーセント）、「避難場所が安全か」（約37パーセント）、「災害についての的確な情報が得られるか」（約34パーセント）が上位となっており、その傾向に大きな変化はありませんが、それぞれの割合は若干低下しています。一方で「ペットと一緒に避難できるか」については、前回調査の約4パーセントから、10パーセントに上がり、新たなニーズとなっていることが窺えます。



◆被災した場合に困ること（自由意見）

被災した場合に困ること	件数	被災した場合に困ること	件数
避難所の確保や避難生活における女性への配慮等	80	移動手段等の不安	19
物資やトイレ、風呂、ライフライン等	51	住居や今後の生活	14
高齢者の問題	33	医療・衛生面等の問題	6
プライバシーの確保	24	その他	49
津波や水害等が起きた場合の家族の安否確認等	23	（全て困る、各家庭の事情にあったケア、近所付き合い等）	

地域防災計画の作成段階から女性の参画を進め、女性の視点と能力の活用等、男女共同参画の視点に立った防災体制を整備していくことが重要です。同様に、消防団や自主防災組織にも女性の参画を促していくことも必要です。

また、災害時において妊娠中の女性、乳幼児を持つ母親、女性特有の健康問題を抱える人に対する適切なサポートやプライバシーの確保が十分ではないといった問題もあります。性別の違いを認識し、それぞれのニーズに応じた対策を講じる必要があります。

対策の方向性

地域防災計画の作成段階から女性の参画を促進するとともに、消防団や自主防災組織への女性の参画も促進することで、防災活動における女性の視点と能力を活用します。

災害時における女性への配慮が、特に重要であることから、妊娠中の女性や乳幼児を持つ母親、さらには女性特有の健康問題を抱える人に対して、適切なサポートやプライバシーの確保等、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

No	施策	事業	主な担当課
20	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 地域防災計画の作成から実施の過程まで、女性の意見や視点を取り入れ、災害に強いまちづくりを目指します。	◇多様な視点による災害対策の構築	危機管理政策課
		◇男女別データの整備	
		◇防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大	
		◇防災知識の普及・訓練における被災時の男女別ニーズへの配慮	
21	消防団、自主防災組織への女性の参画促進 消防団や自主防災組織における女性の参画を推奨し、女性の視点と能力を活用した防災対策を推進します。 具体的には、女性が消防団や自主防災組織に参加しやすい環境を作るための、女性向けの情報セミナーの開催などにより啓発に努めます。	◇自主防災組織への女性の参画促進	危機管理政策課
		◇消防団への女性の参画促進	消防総務課・消防課
		◇女性が消防団へ加入することの重要性の啓発	
		◇企業や商業施設に対する女性消防団員募集に関する広報活動	
22	災害時における女性への配慮 災害時には、男性と女性でニーズが異なります。特に女性や乳幼児は、プライバシーや衛生面での配慮を必要とすることがあります。そのため、避難所では、女性や家族向けのプライベートなスペースの確保や衛生用品、ベビー用品等の生活必需品の計画的な備蓄を目指します。 さらに、高齢者や障がいを持つ人、外国人にも配慮した情報提供に努めます。	◇避難所運営における女性の参画促進	危機管理政策課
		◇避難所運営における男女別ニーズへの配慮	
		◇物資の調達、供給活動における男女別ニーズへの配慮	

目標Ⅲ 互いに理解し合い支えあう地域づくり

本計画の基本目標Ⅲでは、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず、互いに理解し合い支えあう地域づくりを目指しています。このためには、地域における意思決定過程への男女平等な参画、多様性の尊重、家事・育児・介護の負担を軽減するサポート体制の整備、さらに困難を抱える全ての人への適切な支援が必要です。これらの取組により、互いに理解し合い支えあう地域の実現を目指します。

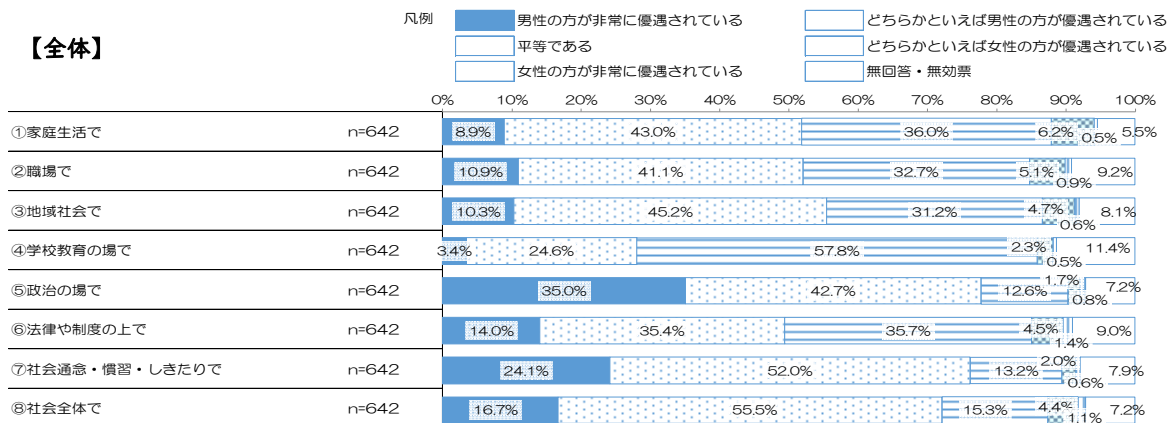
課題8 地域社会における男女共同参画の推進

現状と課題

◆男女の地位の平等について【全体】

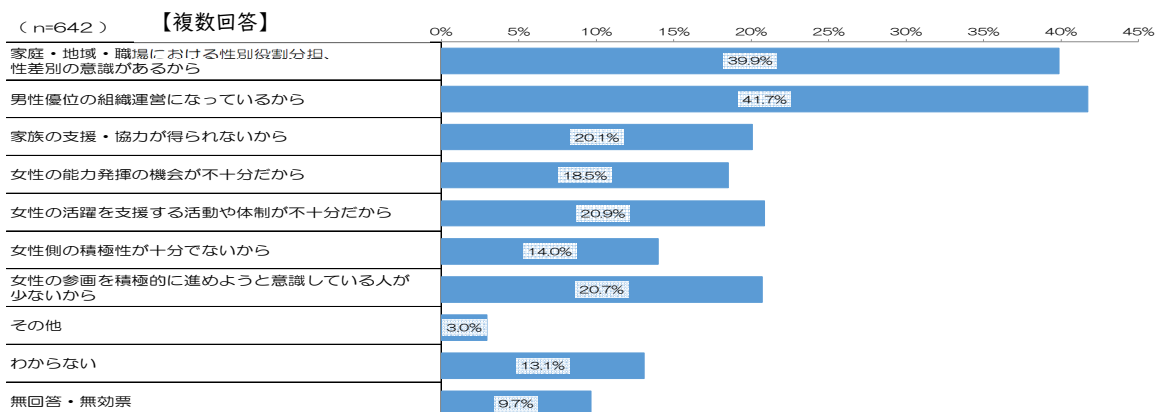
男女の地位の平等については、「学校教育の場で」を除いて、男性の方が「優遇されている」または「どちらかというと優遇されている」と感じている人が過半数を占めており、「女性の方が優遇されている」という意見は少数です。

「学校教育の場で」においては、「平等」であるという意識が過半数を占めており、望ましい傾向と考えられます。



◆「男女共同参画社会」の実現に向けての課題

「家庭・地域・職場における性別役割分担、性差別の意識があるから」「男性優位の組織運営になっているから」と感じている人が40パーセント前後と多いようです。



調査結果からは、家庭・地域・職場において、まだまだ根強い「性別役割分担意識」があること、地域の団体の組織運営が男性中心になっていることが窺えます。

今後、地域社会が発展していくためには、男女共同参画の視点を持ち、性別・年齢等を問わず、全ての人がお互いの価値観を認めつつ地域の活動に参画していくことが必要です。

対策の方向性

地域社会における男女共同参画への理解増進と、地域の団体等の役員等へ女性が登用されるよう啓発活動を進めます。また、安全で安心な、環境に優しいまちづくりを進めます。

No	施策	事業	主な担当課
23	<p>男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の普及促進</p> <p>地域活動において、男性と女性が互いに協力しながら活動することで、より豊かで多様な視点やアイデアが生まれ、地域の課題解決につながることを期待できます。</p> <p>そのため、地域活動の中で男女共同参画の意義が理解されるよう、また、地域の団体等の役員等に女性が登用されるよう、啓発活動を行います。</p>	◇各種団体、ボランティア、NPO等への啓発、支援	人権推進課
24	<p>安全・安心で環境にやさしいまちづくりへの男女の参画促進</p> <p>安全で安心な環境をつくり、さらに環境保全を考慮したまちづくりを進めます。</p> <p>具体的には、男女が一緒になって地域の安全対策を検討したり、環境保全活動を行うよう働きかける等、環境保全に関わる意思決定の場への男女共同参画を進めます。</p>	◇環境保全活動への啓発	市民環境課

課題9 多様性を尊重した地域社会づくりの推進

現状と課題

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識や、多様性を認め合う意識を育てていくことが重要です。また、市民のメディア・リテラシー*を向上させることにより様々な情報を適切に判断したり、発信できるようになることが必要です。

対策の方向性

多様な人権尊重について啓発に努めるとともに、市民のメディア・リテラシー^{*}向上の取組を進めます。また、広報・刊行物等における性差別表現を排除する取組も進めます。これらの取組により多様性を尊重する地域社会づくりを進めます。

No	施策	事業	主な担当課
25	<p>多様な人権尊重</p> <p>性的指向や性自認の面で困難な状況にある人の人権を保護するとともに、社会の進展に伴う新たな人権課題に対応するための取組が必要です。そのため、講演会等を通じて多様な人権尊重に対する理解と認識が深まるよう啓発に努めます。</p> <p>また、地域に在住している外国人が安心して生活できるよう支援していくことも重要です。そのため、小松島市国際交流協会と連携し、外国人への支援を強化するなど、多文化共生のまちづくりを進めます。</p>	<p>◇人権尊重の精神の^{かん}涵養と、様々な人権問題の解決に向けた実践力の育成を含む人権教育の推進</p>	<p>学校課 生涯学習課 人権推進課</p>
		<p>◇講演会等による人権尊重に関する意識の啓発</p>	
		<p>◇国際交流協会との連携</p>	<p>人権推進課</p>
26	<p>メディア・リテラシー[*]の向上</p> <p>市民が様々なメディアからの情報を主体的に収集し、適切に判断し、必要な情報を正しく発信する能力を育成するため、メディア・リテラシー[*]向上のための啓発や研修に努めます。</p>	<p>◇児童生徒の発達段階に応じたメディアと情報を読み解く能力、活用する能力、コミュニケーション能力の育成</p>	<p>学校課</p>
		<p>◇メディア・リテラシー[*]向上への啓発・研修</p>	<p>人権推進課</p>
27	<p>広報・刊行物等における性差別表現の排除</p> <p>広報や刊行物等において性差別表現を排除するための取組を強化します。</p>	<p>◇行政情報誌の点検・見直し</p>	<p>関係各課</p>
		<p>◇広報物・印刷物の点検・見直し</p>	
		<p>◇行政情報放映モニターで放映する情報の点検・見直し</p>	<p>総務課</p>
		<p>◇性差別表現をなくすための取組</p>	<p>関係各課</p>

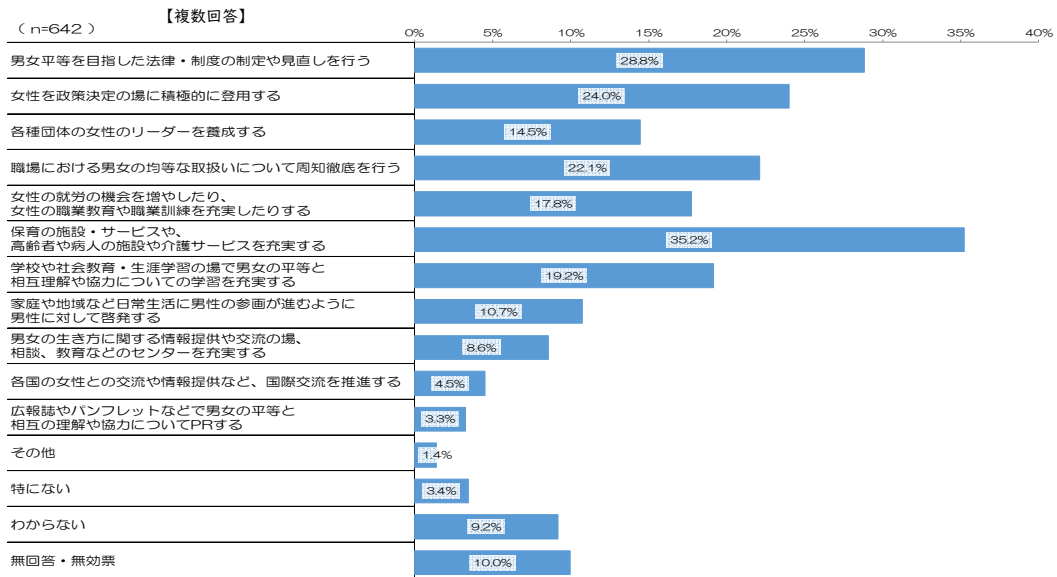
課題10 家事・育児・介護を支える社会環境の整備

現状と課題

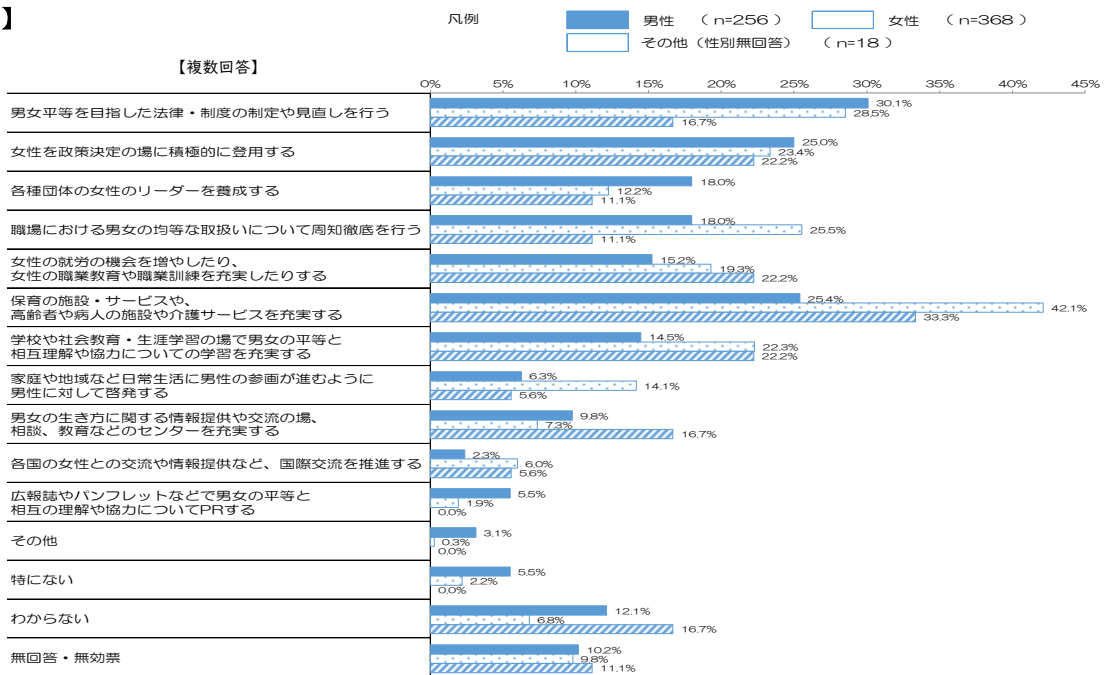
◆行政施策について

男女共同参画社会*を実現するために市民が期待することは、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が約35パーセントと最も高く、次いで「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」が約29パーセントとなっています。男女別に見ると、女性の「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」が約42パーセントと高い値になっています。

【全体】

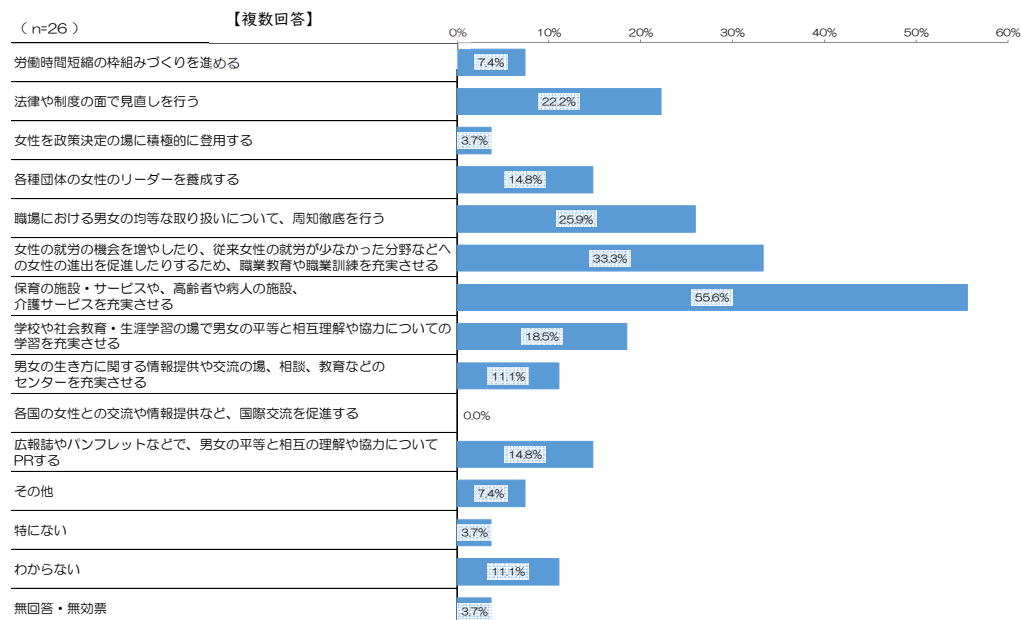


【男女別】



男女共同参画に関する事業所アンケートによると、男女共同参画社会*を形成するために事業所が期待することは、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる」が約55パーセントと突出して高くなっています。

【事業所】



調査結果から行政に対し、子育て・保育サービスの充実や、介護サービスの充実が求められていることがわかります。また、家庭内での役割分担が女性に偏っており、男性が家事・育児・介護の役割を平等に分担する体制がまだ十分に確立されていないのではないかと推測されます。家庭内の責任を分担するための意識の向上を図ることや、行政による支援の充実が必要です。

対策の方向性

男女が家事・育児・介護等をともに担う意識の向上を図るとともに、子育て保育サービスの充実、育児相談、保健指導の充実に努めます。また、介護サービス、介護予防サービスの推進にも努めます。

これらの取組により、家事・育児・介護などの負担の偏りの軽減を目指します。

No	施策	事業	主な担当課
28	男性の家事・育児・介護等の意識の向上 家事・育児等を男女がともに協力し、より豊かな共生社会の実現を目指します。	◇家事・育児等をともに担う意識の向上に向けた啓発活動	人権推進課

No	施策	事業	主な担当課
29	<p>子育て・保育サービスの充実</p> <p>市民・地域と協力して、子どもたちの健やかな成長を支援し、安心して子育てができる環境整備を目指します。また、機関誌の発行や広報、ホームページを活用して、子育てに関する情報の提供を進めます。</p>	◇新・放課後子ども総合プラン	生涯学習課 児童福祉課
		◇ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課
		◇子育て短期支援事業	
		◇延長保育事業	
		◇地域子育て支援拠点事業	
		◇放課後児童健全育成事業	
		◇通常保育事業	
		◇病児・病後児保育事業	
		◇一時預かり事業	
◇利用者支援事業			
30	<p>育児相談・保健指導の充実</p> <p>育児に関する不安や孤立感の解消、児童の虐待防止、男女が育児をともに担う意識の向上など、育児に関する相談支援体制や保健指導の充実に努めます。</p>	◇育児相談・支援体制の充実	児童福祉課 保健センター
		◇児童虐待防止推進、オレンジリボン運動の継続	児童福祉課
		◇子ども及びその保護者の子育て支援等に関する情報提供や相談・助言等	
		◇関係機関との連絡調整等による子育てに関する不安や悩みの解消と児童の虐待防止	
	◇妊産婦・新生児訪問	保健センター	
31	<p>介護サービス・介護予防サービスの推進</p> <p>高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、介護サービス提供体制を整備し、利用者への理解と利用促進を図ります。同時に、要介護にならないための予防事業も実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるよう支援に努めます。また、高齢者への虐待や介護に関連する問題についても、情報提供や相談体制の充実を図ります。</p> <p>このように、介護サービスと介護予防の推進を通じて、高齢者の福祉と健康な生活の実現を目指します。</p>	◇家族介護支援サービスの推進	介護福祉課
		◇介護者の相談サービスの充実	
		◇介護保険制度やサービスの周知と利用促進	
		◇介護予防事業	
	◇地域支援体制の充実		

課題Ⅰ 生活上の困難を抱える全ての人への支援

現状と課題

高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの場合、社会的に困難な状況に置かれたり、経済的に困難な状況に陥ることがあります。また、女性が日常生活や社会生活を営む上で女性であることにより様々な困難な問題に直面することがあります。これら生活上の困難を抱える全ての人への支援を充実させていくことが必要です。

対策の方向性

経済的、社会的な困難を抱える全ての人々が支援を受けられる体制づくりに努めます。高齢者や障がい者への支援では、高齢者や障がい者が自立し、地域で充実した生活を送ることができるよう支援に努めます。ひとり親家庭への支援では、経済的な負担の軽減、職業訓練、子育てサポートなど、支援の充実に努めます。

また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律*（令和四年法律第五十二号）」を踏まえ、関係機関等と連携して、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点から本計画の施策を展開します。

これらの取組により、生活上の困難を抱える全ての人への支援の充実に努めます。

No	施策	事業	主な担当課
32	<p>高齢者・障がい者への支援</p> <p>ノーマライゼーションの理念（社会的な差別や偏見をなくし、あらゆる人々が平等に参加し、自立した生活を送ることができる社会を目指す理念や運動のこと）のもと、高齢者や障がい者にかかわらず、心身ともに健やかに自立した生活を地域で営むことができるよう、介護保険事業及び障がい者支援事業などを通じた支援に努めます。</p> <p>これにより、高齢者や障がい者が地域で充実した生活を送ることができるようになることを目指します。</p>	<p>◇介護保険事業</p> <hr/> <p>◇障がい者支援事業</p>	介護福祉課

No	施策	事業	主な担当課
33	<p>ひとり親家庭への支援</p> <p>ひとり親家庭には、経済的な負担や子育ての責任が一人にかかってきます。この施策では、そうした負担に対して適切な支援を検討します。</p> <p>具体的には、母子家庭対策総合事業などのプログラム提供や児童扶養手当、就労支援、職業訓練などによるキャリア構築の推奨などです。</p>	<p>◇児童扶養手当</p> <hr/> <p>◇母子家庭等対策総合支援事業</p>	児童福祉課
34	<p>困難な問題を抱える全ての人に対する支援体制の整備</p> <p>経済的・社会的に困難な問題を抱えている人が安心して自立した生活を営むことができるよう、相談体制の充実に努めます。</p> <p>また、困難な問題を抱える女性_＊には、「生理の貧困」への支援など、関係機関等と連携して女性に寄り添った相談支援の充実に努めます。</p>	<p>◇困難な問題を抱える女性_＊などへの相談、情報提供</p> <hr/> <p>◇生活保護の相談、情報提供</p>	<p>関係各課</p> <hr/> <p>生活福祉課</p>



第4章

計画の推進

1. 市内推進体制の充実・強化

本市では、男女共同参画社会*を実現するための取組をさらに進めるため、人権推進課を中心とした全庁的推進体制を充実・強化し、男女共同参画の視点を持って施策を総合的かつ計画的に推進します。

2. 国・県・関係機関等との連携

男女共同参画の推進についての課題は、広範多岐にわたるため、本市の取組だけでは解決につながらないこともあります。国・県・関係機関等との連携を図りながら、男女共同参画社会*の実現に向けた取組を進めます。

3. 市民・事業者との協働による取組の推進

計画を推進し、目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を図りながら、市民・事業者との協働による事業の実施に努めます。

4. 計画の進行管理

計画の進行管理については、事業の実施状況、市民意識調査等において評価を行い、それらを踏まえて施策・事業の点検、見直し等を検討する等、計画・実行・評価・改善のサイクル（PDCAサイクル）のなかで進行管理に取り組みます。





資料編

1. 小松島市男女共同参画計画策定懇談会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における男女共同参画計画の策定について、広く市民の参加を求め、地域に即した施策の推進に資するため、小松島市男女共同参画計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）に関し、必要なことを定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を討議し、その結果を市長に提言する。

(1) 小松島市男女共同参画基本計画の策定に関する基本的かつ総合的な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する事項で市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 懇談会は、市長が委嘱する委員15名以内で構成する。

2 委員は、前条に規定する市長への提言の完了をもって解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民環境部人権推進課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

2. 小松島市男女共同参画計画策定懇談会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏 名	所属・役職等	役 職
1	阿部 頼孝	徳島文理大学名誉教授	会 長
2	市岡 沙織	市岡製菓株式会社社長	
3	稲田 米昭	小松島市社会福祉協議会会長	
4	川西 智子	小松島市PTA連合会理事	
5	竹島 由美子	小松島市連合婦人会会長	
6	坪内 奈津子	徳島県女性協議会会長	
7	中川 純一	徳島公共職業安定所 小松島出張所所長	
8	長崎 裕加	徳島大学AWAサポートセンター 特任講師	副会長
9	濱堀 由美	徳島県中央こども女性相談センター 女性支援担当課長	
10	村上 久美子	小松島市人権擁護委員	

3. 第3次小松島市男女共同参画計画策定の経緯

令和5（2023）年度

年月日	会議名等
令和5年6月26日（月）	第1回小松島市男女共同参画計画策定懇談会 ◇委嘱状交付 ◇会長・副会長の選出 ◇小松島市男女共同参画計画策定を諮問 ◇アンケート（案）審議
令和5年7月31日（月）	第2回小松島市男女共同参画計画策定懇談会 ◇アンケート（案）審議 ◇第3次計画の策定に向けての審議
令和5年9月7日（木） ～9月27日（水）	男女共同参画社会に関する市民アンケートの実施 (2,000人対象)
令和5年9月7日（木） ～9月27日（水）	男女共同参画社会に関する事業所アンケートの実施 (70社対象)
令和5年11月17日（金）	第3回小松島市男女共同参画計画策定懇談会 ◇第3次計画の素案の審議
令和5年12月8日（金） ～12月22日（金）	パブリックコメント募集
令和6年2月6日（火）	第4回小松島市男女共同参画計画策定懇談会 ◇パブリックコメントの審議 ◇計画（素案）最終審議
令和6年2月22日（木）	小松島市男女共同参画計画策定懇談会が計画策定を市長へ答申

4. 意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、男女共同参画に関する市民や事業者の意識を明らかにし、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(1) 市民アンケート

調査名称 男女共同参画に関する市民アンケート
調査対象 市内在住の18歳以上80歳未満の方
調査方法 郵送による配布、回収
調査期間 令和5(2023)年9月7日～9月27日
対象者数 2,000人
回収数 642人(有効回収率32.1%)

(2) 事業所アンケート

調査名称 男女共同参画に関する事業所アンケート
調査対象 市内企業
調査方法 郵送による配布、回収
調査期間 令和5(2023)年9月7日～9月27日
対象者数 70件
回収数 27件(有効回収率38.6%)

5. 施策実施状況調査の実施

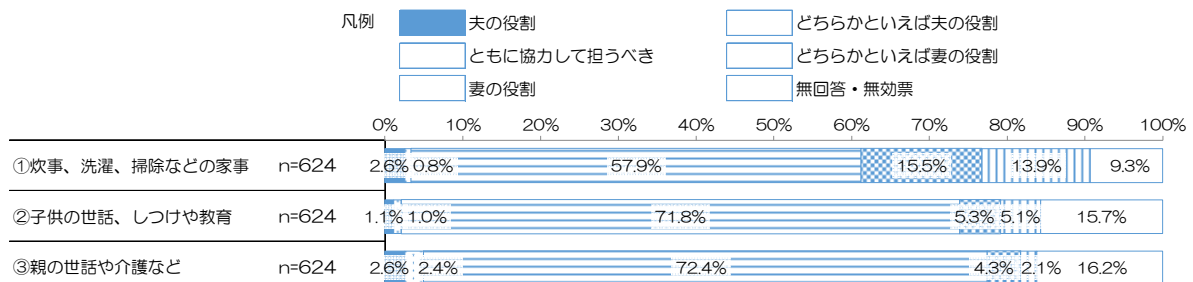
本計画の策定にあたって、第2次計画の進捗状況や課題を検証するために、庁内関係各課に対して、施策実施状況調査を実施しました。

6. 意識調査結果の分析

（1）日常生活について

◆夫・妻の役割

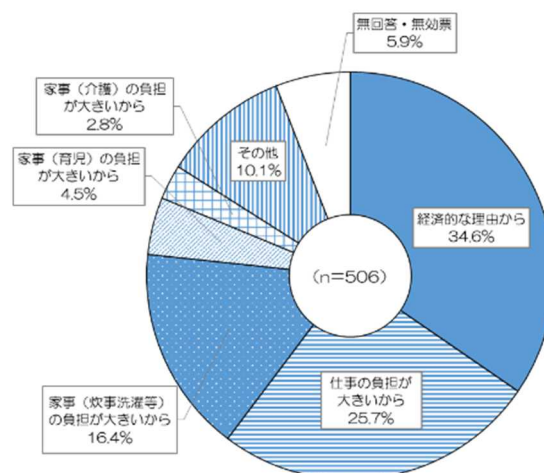
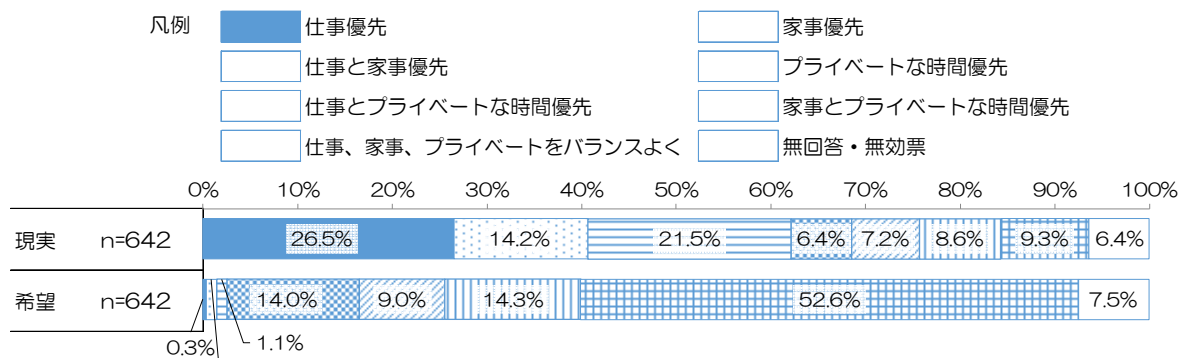
「炊事、洗濯、掃除などの家事」は、全てにおいて「ともに協力して担うべき」が多くなっており、「子どもの世話、しつけや教育」、「親の世話や介護」については、「ともに協力して担うべき」という回答が7割を超えています。



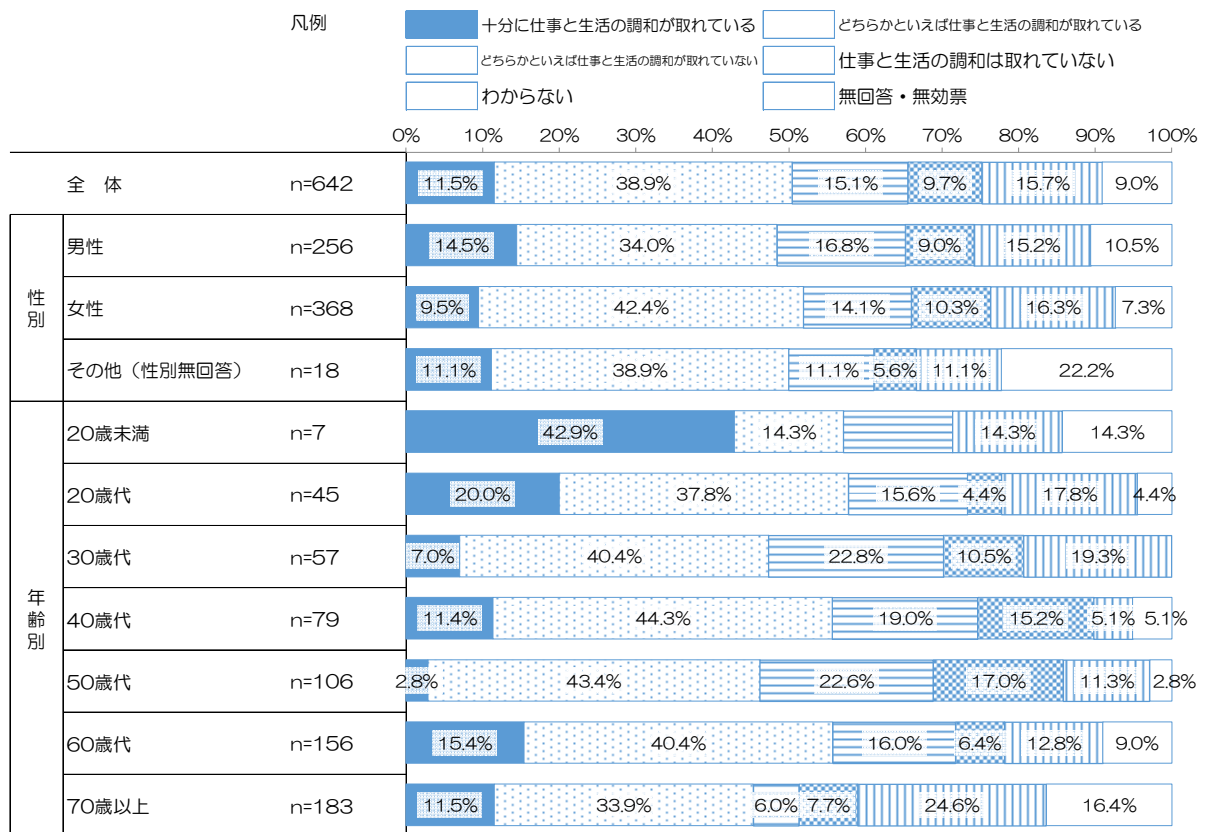
※ アンケートで性別「男性」「女性」と回答した方のみ対象

◆ワーク・ライフ・バランス*への希望と現実

ワーク・ライフ・バランス*については、希望では「仕事、家事、プライベートをバランスよく」との回答が半数以上であるのに対して、現実には目を向けると、「仕事優先」、「家事優先」、「仕事と家事優先」になっているのがわかります。その理由として、仕事、家事の負担が大きいことが挙げられていますが、「経済的な理由から」、が3割を超えています。



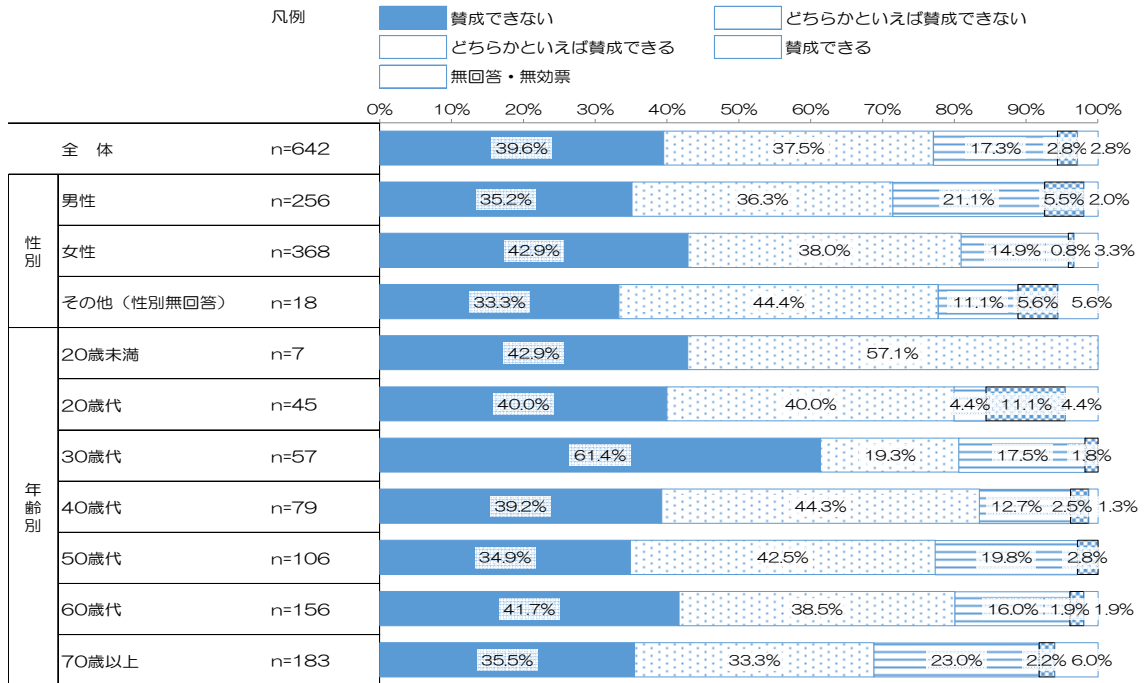
「ワーク・ライフ・バランス*がどの程度実現されているか」を年代別に見ると、50歳代の「十分に仕事と生活の調和がとれている」が約3パーセントと際立って少なくなっています。



➤➤ (2) 就労について

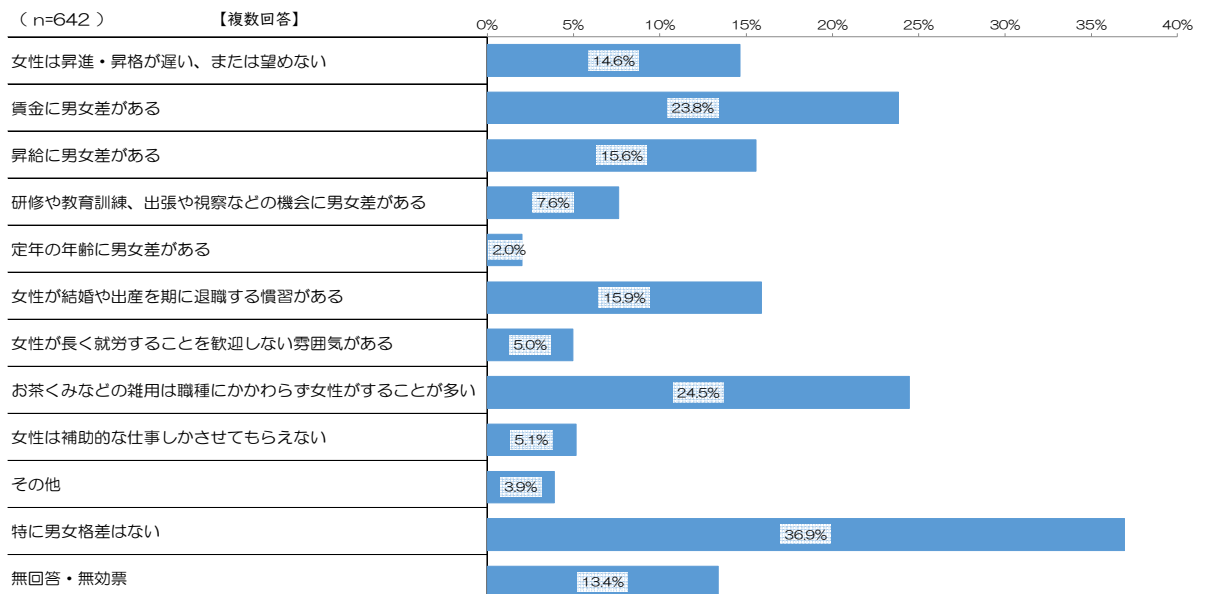
◆就労についての考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、前回調査に比べどの年齢も「賛成できない」、が圧倒的に増えています。特記すべきは20歳未満の「賛成できない」、「どちらかといえば賛成できない」、を合わせた数値が100パーセントであることです。



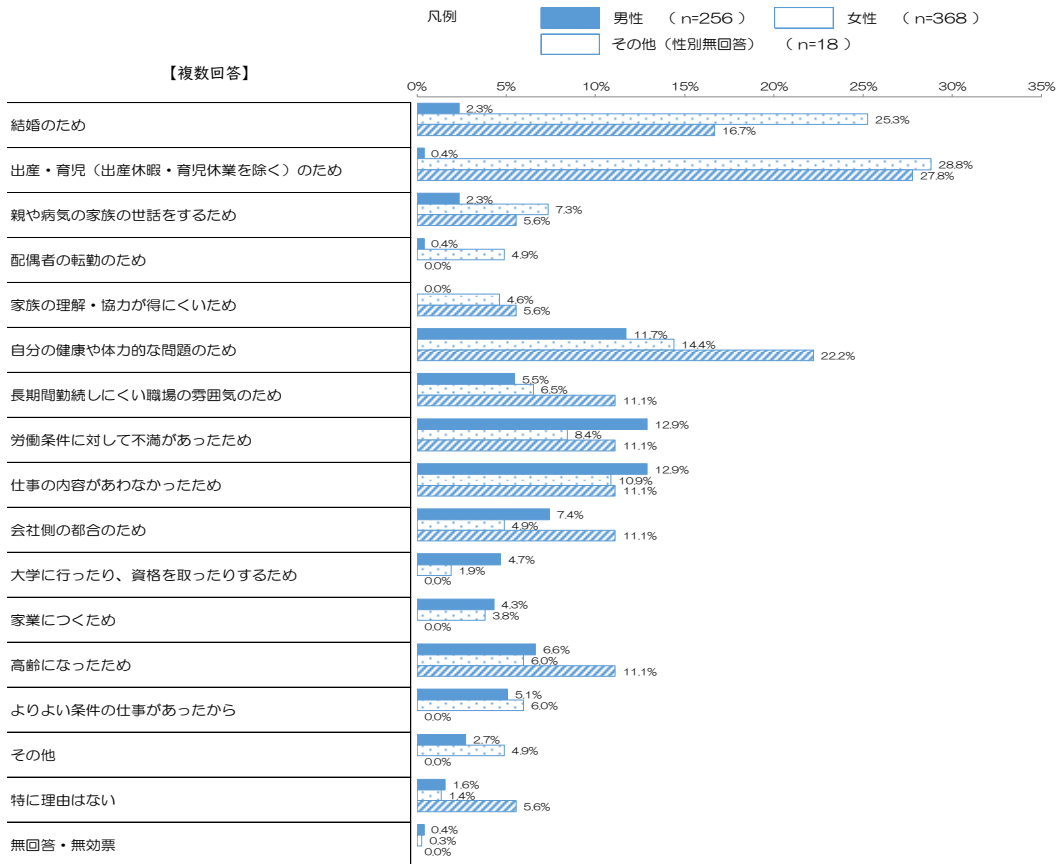
◆職場での現実

職場での男女格差については、前回調査では3割を超えていた「賃金に男女差がある」、「お茶くみなどの雑用は職種にかかわらず女性がすることが多い」がどれも減っており、逆に2割弱であった「特に男女格差はない」との回答が倍増しており、職場環境が改善されていることが推察されます。



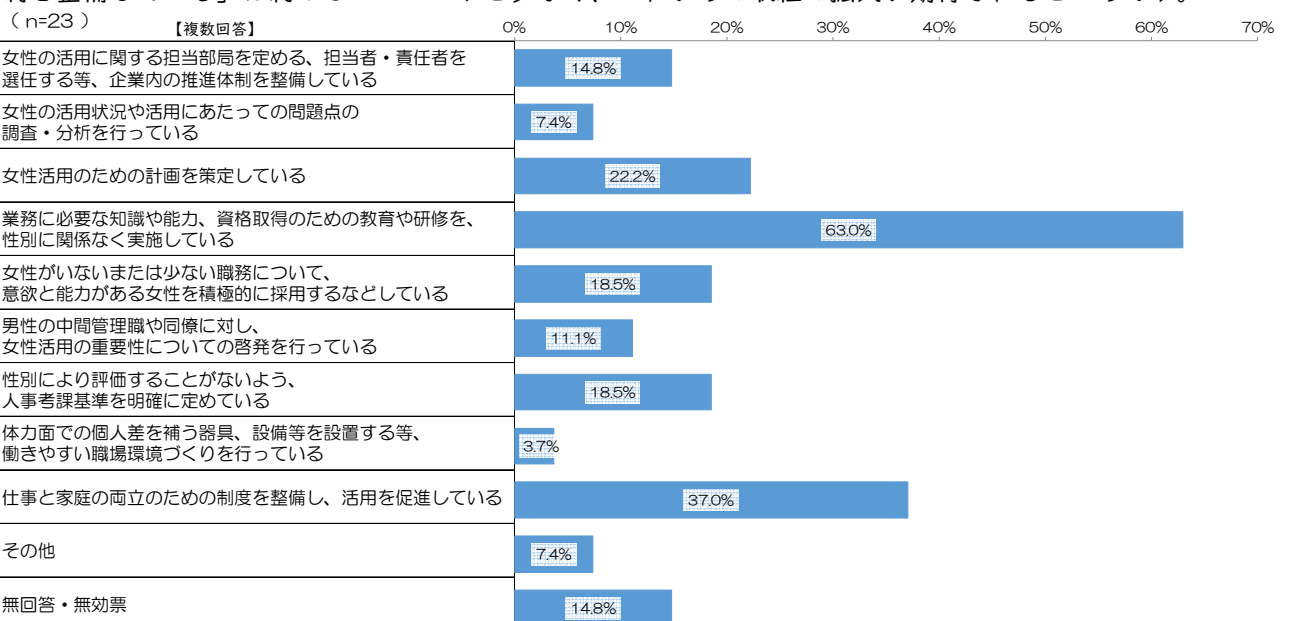
◆仕事を辞めざるを得ない理由

仕事を辞めざるを得ない理由については、「男性」と比較して、「女性」及び「その他」は、「結婚のため」、「出産・育児のため」が多くなっています。また、「自分の健康や体力的な問題のため」も、理由の多くを占めています。

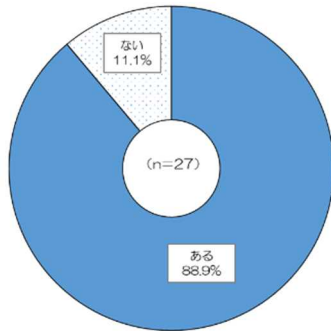


◆事業所の取組

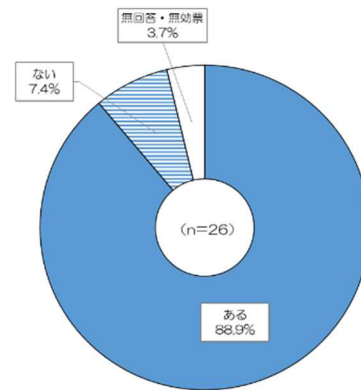
事業所の取組においては、「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」が63パーセントと最大ですが、これと比較して「女性活用のための計画を策定している」は約22パーセント、「女性の活用に関する担当部局を定める、担当者・責任者を選任する等、企業内の推進体制を整備している」は約15パーセントと少なく、これからの取組の拡大が期待されるところです。



◆事業所育児休業制度の規定の有無

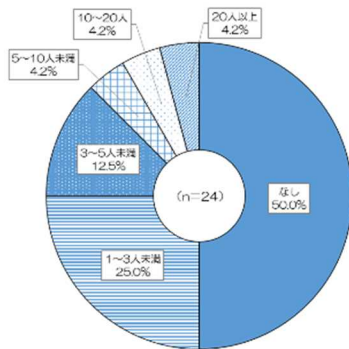


◆介護休業制度の規定の有無



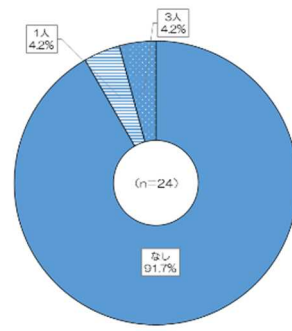
令和4（2022）年度

◆事業所育児休業制度の利用状況

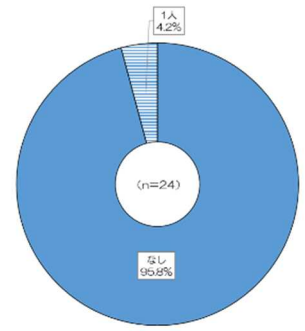


※出産した従業員

◆事業所介護休業制度の利用状況



利用した女性従業員



利用した男性従業員

※ 左端のグラフのnは回答者数（企業数、24社）で、このうち出産した従業員がいた企業数は全体の50%の12社でした。このうち、令和4年度に育児休業を利用された方は出産者の数と同様であり、全員が育児休業を取得されています。

アンケートに回答した事業所の約90パーセントが、育児・介護休業制度を規定しています。

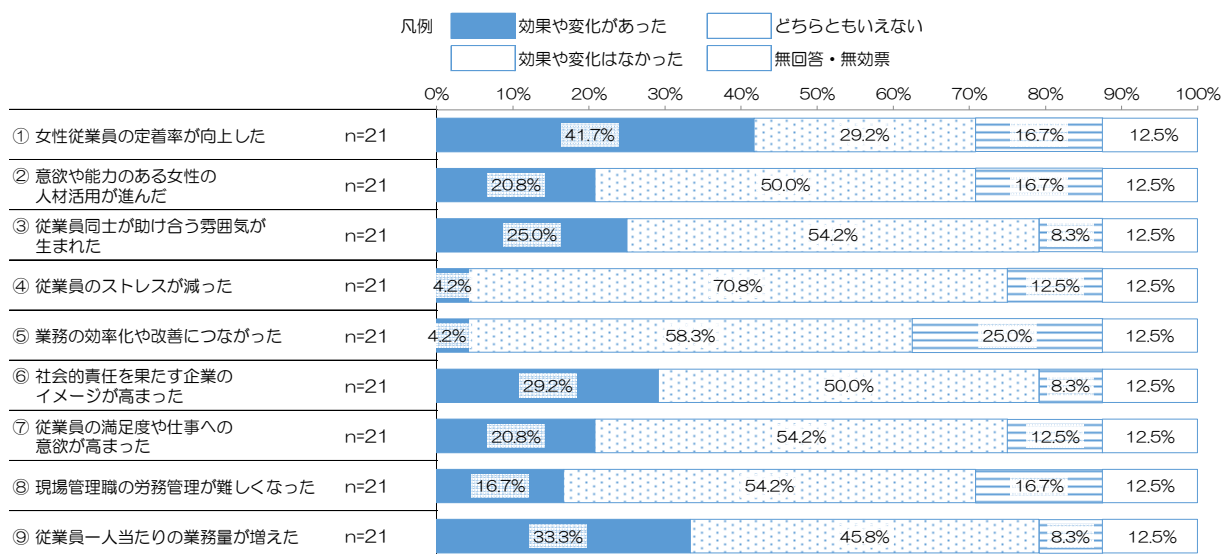
◆育児・介護休業制度を導入・実施したことによる効果や変化

育児・介護休業制度を導入・実施したことによる効果や変化として、育児休業制度では、「女性従業員の定着率が向上した」で「効果や変化があった」の割合が約42パーセントみられますが、介護休業制度では目立った効果はまだみられないようです。

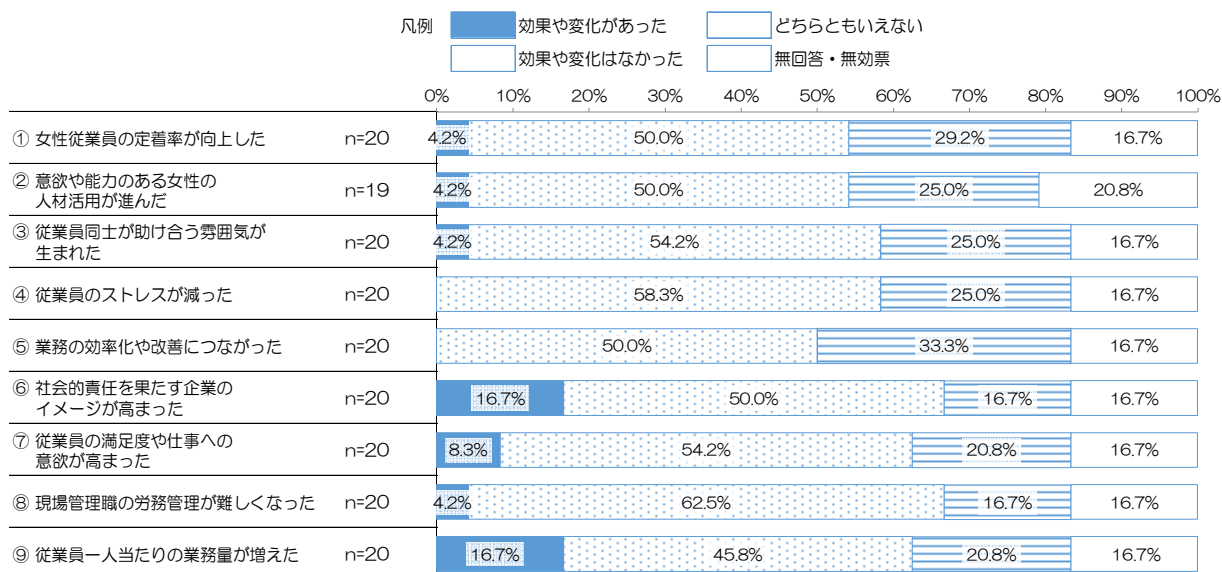
また、介護休業制度では、「女性従業員の定着率が向上した」、「従業員同士の助け合う雰囲気が増えた」に関して「効果や変化があった」が前回調査では2割弱あったのに対して今回はその4分の1以下になっています。これには、介護休業制度の取得率が低いこととも関連して、介護休業制度の運用状況についての改善の余地があることが窺えます。

また、育児休業制度では、「従業員一人当たりの業務量が増えた」が前回調査の約13パーセントから約33パーセントに増えています。これは、育児休業制度の導入に対して、業務の効率化が追い付いていないことが推察されます。

【育児休業制度】



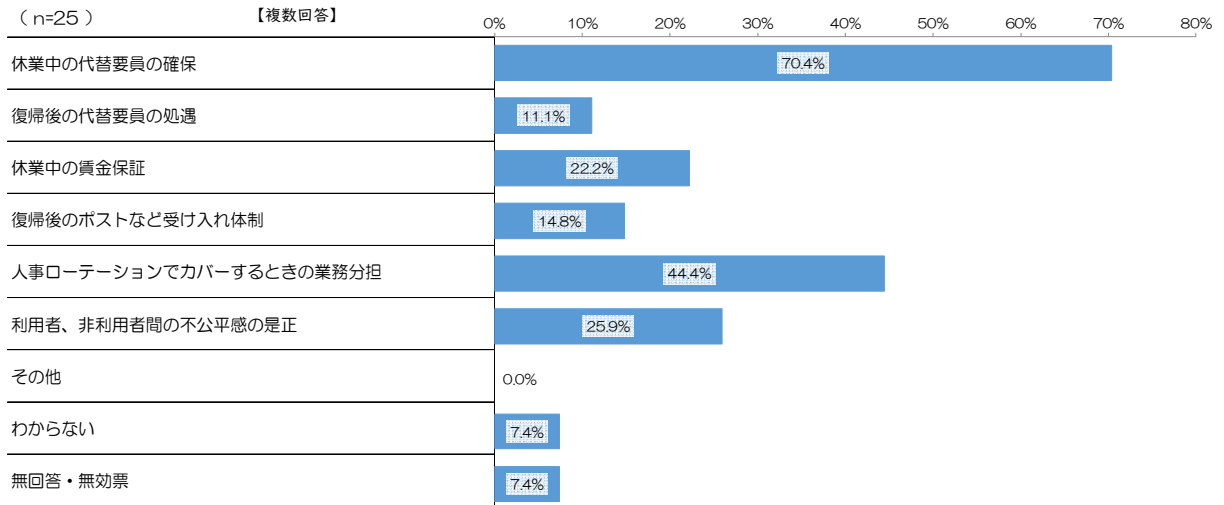
【介護休業制度】



※ アンケートで育児休業制度、介護休業制度の規定があると回答した企業のみ対象

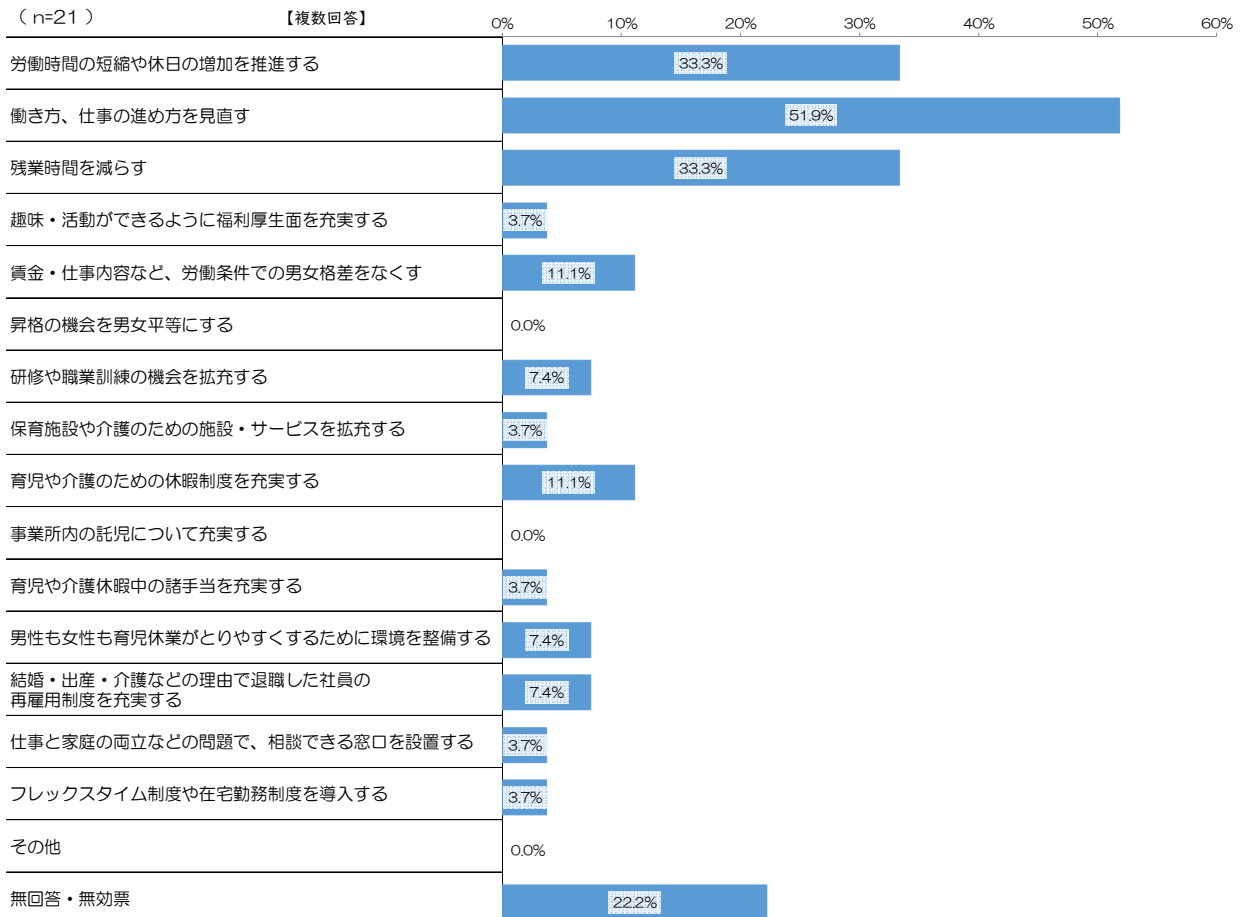
◆今後、育児・介護（看護）休業制度が定着するための課題

「休業中の代替要員の確保」が約70パーセントとなっています。またそれにともない「人事ローテーションでカバーするときの業務分担」をしっかりと考える必要があります。



◆企業として取り組む課題は

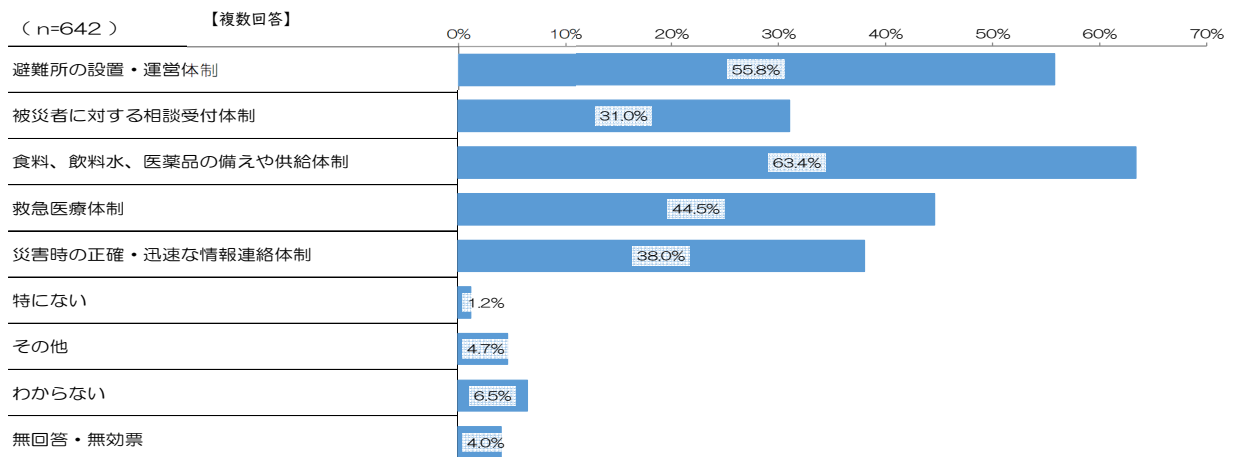
企業として取り組む課題としては、「働き方、仕事の進め方を見直す」が約52パーセントを占め、これに「労働時間の短縮や休日の増加を推進する」と「残業時間を減らす」が約33パーセントで続いています。事業所内で男女共同参画を進めていくためには、業務の効率化等による「ゆとり」の創出が重要であると考えられます。



▶▶ (3) 防災、災害対策について

◆女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うこと

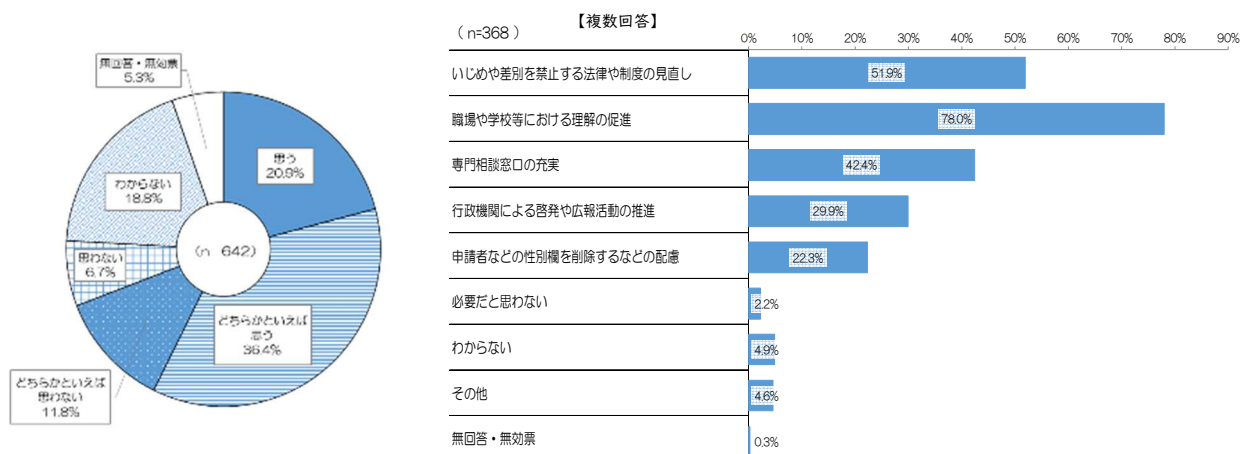
防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うことは、「食料、飲料水、医薬品の備えや供給体制」(約63パーセント)及び「避難所の設置、運営体制」(約56パーセント)が5割を超え、重要視されていることがわかります。



▶▶ (4) セクシュアル・マイノリティ (LGBTQ) * について

◆セクシュアル・マイノリティの方が生活しづらい(差別・偏見などで)社会だと思いますか。また、解決のために必要なもの

セクシュアル・マイノリティの方が生活しづらい社会だと思うかどうか、の質問で、「思う」と「どちらかといえば思う」と答えた人が約57パーセントいます。そしてその解決方法としては、「職場や学校等における理解の促進」(78パーセント)と答えた人が最も多く、次いで「法律や制度の見直し」(約52パーセント)となっています。



* アンケートでセクシュアル・マイノリティ (LGBTQ) の方にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと「思う」「どちらかといえば思う」と回答した方のみ対象

▶▶ (5) 男女平等社会について

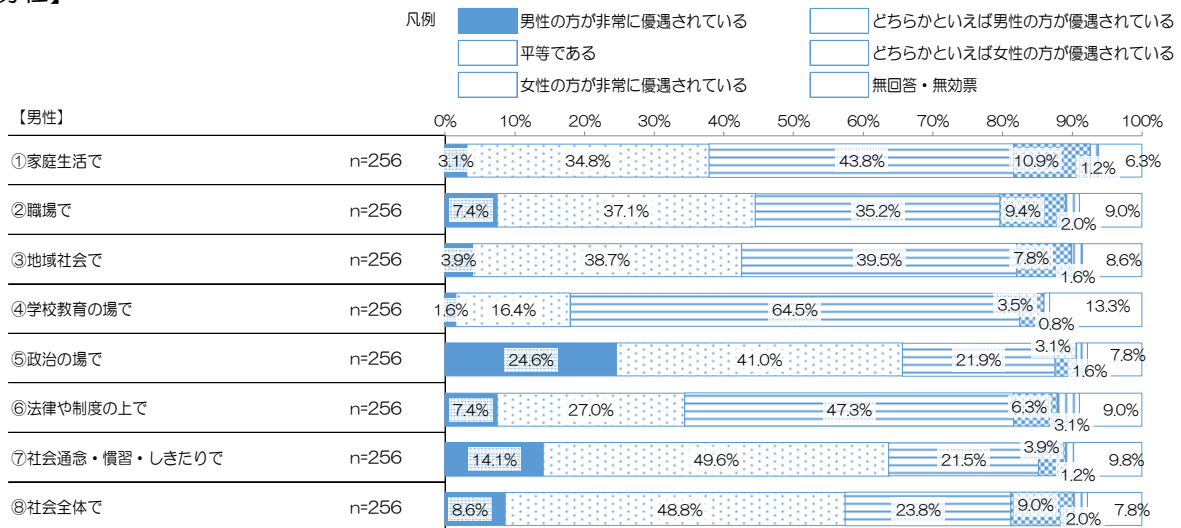
◆男女の地位の平等について

男女の地位の平等については、男性では、男性の方が「政治の場」で「優遇されている」、「どちらかという優遇されている」と感じている人が約66パーセントを占めており、「女性の方が優遇されている」という意見は、どの項目においても目立った回答はありません。

一方、女性では、男性の方が「政治の場」で「優遇されている」、「どちらかという優遇されている」と感じている人が約86パーセントを占めており、「社会通念・慣習・しきたりで」、「社会全体で」などにおいても男性優遇と感じています。

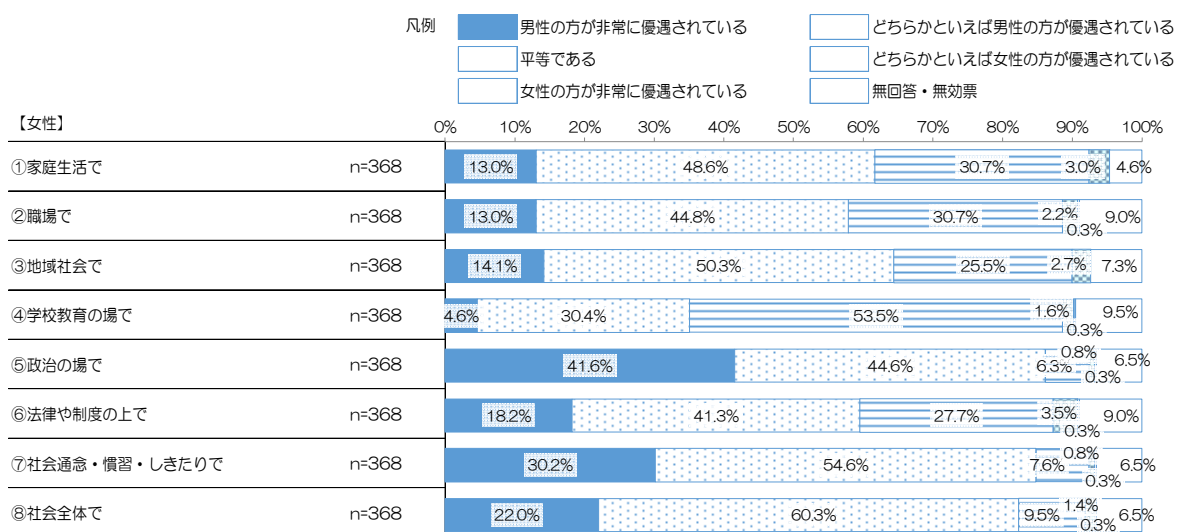
このように女性から見ると、男性は、社会全体で優遇されていると感じている人が多く、とりわけ政治や社会通念など、社会活動に大きな影響を与える部分で顕著になっています。このことから、今後は、男女共同参画の各施策を通じて、男女平等社会に関する認識の差を埋めていく必要があります。

【男性】



※ 男性と回答した方のみ対象

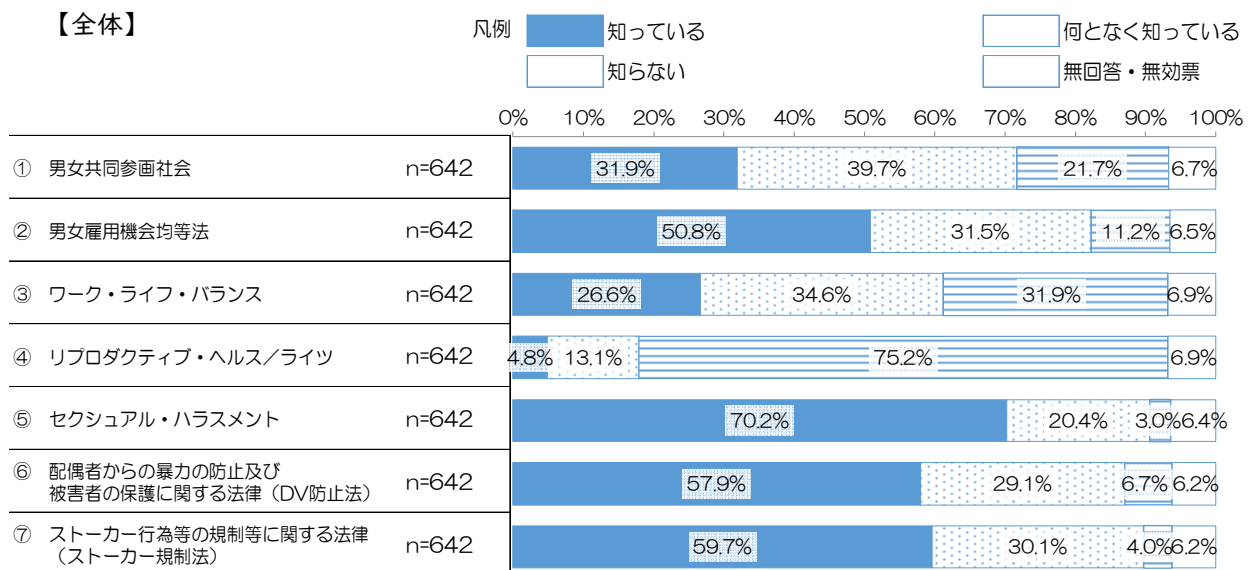
【女性】



※ 女性と回答した方のみ対象

◆男女共同参画に関する言葉の認知

男女共同参画に関する言葉の認知で高いものは前回調査（平成25（2013）年11月）と同じく「セクシュアル・ハラスメント*」で、低いものは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」となっています。



❖男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日

法律第七十八号

最終改正 平成一一年一月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、

基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命

された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日。

❖配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日
法律第三十一号

最終改正 令和五年六月一四日法律第三十号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

(前文)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」

には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町

村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供しよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百

三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効

力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者

であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しく

は保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたとき)にあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立書」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所

属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の

証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除
(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則
(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければなら

ない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則
(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法

第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。)を準用する」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

❖女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律

平成二十七年九月四日
法律第六十四号

最終改正 令和四年六月一七日法律第六八号

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族

を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進

に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当

該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届

出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に

じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項(第十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七條を除く。)、第五章(第二十八條を除く。)及び第六章(第三十條を除く。)の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認める

ときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八條第三項の改正規定(「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四條 この法律(附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次條及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

◆困難な問題を抱える女性への支援に

関する法律

令和四年五月二十五日
法律第五十二号

最終改正 令和四年六月一七日法律第六八号

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて

福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する

基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女

性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの

及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

❖男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国内の動き	徳島県の動き	小松島市の動き
昭和50年 (1975年)	・国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」設置		
昭和52年 (1977年)		・「国内行動計画」策定		
昭和53年 (1978年)			・「婦人行政連絡会議」設置	
昭和54年 (1979年)	・国連第34回総会開催 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名		
昭和56年 (1981年)			・「婦人の生活実態と意識調査」実施	
昭和57年 (1982年)			・企画調整部青少年婦人室に女性のための窓口設置 ・「婦人問題懇話会」設置	
昭和58年 (1983年)			・「婦人問題協議会」設置	
昭和59年 (1984年)			・「徳島県婦人対策総合計画(女性ライブプラン)」策定	
昭和60年 (1985年)	・「国連婦人の十年」世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」制定(昭和61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和62年 (1987年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成元年 (1989年)			・「婦人の生活実態と意識調査」実施	
平成2年 (1990年)	・国連経済社会理事会 「ナイロビ将来戦略勧告」採択			
平成3年 (1991年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」制定(平成4年施行)	・「徳島県女性対策総合計画(新女性ライブプラン)」策定 ・「新女性ライブプラン推進計画(1991~1993年度)」策定	

年	世界の動き	国内の動き	徳島県の動き	小松島市の動き
平成4年 (1992年)			・「企画調整部青少年女性室」「徳島県女性対策協議会」「徳島県女性行政連絡会議」に名称変更	
平成5年 (1993年)	・世界人権会議開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「パートタイム労働法」施行	・「新女性ライブプラン推進計画（1994～1997年度）」策定	
平成6年 (1994年)		・総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進審議会」「男女共同参画推進本部」設置		・「青少年女性係」設置（平成8年 生涯学習課に改称）
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化等） ・「ILO第156号条約」批准	・「女性問題に関する意識調査」実施	
平成8年 (1996年)		・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「男女共同参画推進本部」設置	
平成9年 (1997年)		・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布 ・「食料・農業・農林基本法」施行	・「徳島県女性総合計画（女と男（ひととひと）輝くとくしまプラン）」策定 ・「企画調整部女性政策室」設置 ・男女共同参画プラザ「はばたき」開設 ・「徳島県男女協調週間」「徳島県男女協調の日」制定	
平成10年 (1998年)			・「女性による県議会」実施	・「女性問題に関する意識調査」実施
平成11年 (1999年)		・「改正男女雇用機会均等法」「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行		・「女と男（ひととひと）のフェスティバル in こまつしま」開催
平成12年 (2000年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク）「政治宣言及び成果文章」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・「女性問題に関する意識調査」実施	・生涯学習課内に「女性政策室」設置
平成13年 (2001年)		・内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」施行	・「県民環境部男女共同参画推進チーム」設置	・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施 ・「小松島市男女共同参画推進本部」設置
平成14年 (2002年)			・「県民環境部男女共同参画課」「徳島県男女共同参画会議」設置 ・「徳島県男女共同参画推進条例」公布、施行	・生涯学習課内に「男女共同推進室」設置 ・小松島市男女共同参画計画「こまつしま ^{ひと} 女と ^{ひと} 男のハーモニープラン」策定
平成15年 (2003年)		・「次世代育成支援対策推進法」制定（平成17年施行）	・「とくしま男女共同参画実行プラン」策定 ・「男女共同参画の推進に関する調査（DV等実態調査）」実施	

年	世界の動き	国内の動き	徳島県の動き	小松島市の動き
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正DV防止法」施行 ・「DV防止法に基づく基本方針」策定 		
平成17年 (2005年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) ・第9回世界女性会議開催(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習課「男女共同推進室」担当業務を人権対策課に移管
平成18年 (2006年)			<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県立男女共同参画交流センター「フレアとくしま」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権対策課と人権教育課を統合、人権推進課となる
平成19年 (2007年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「DV防止法」改正(平成20年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県男女共同参画基本計画」策定 	
平成20年 (2008年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正パートタイム労働法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行) 		
平成21年 (2009年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」改定 ・「徳島県こども女性相談センター」開設 	
平成22年 (2010年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 		
平成23年 (2011年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」正式発足 			
平成24年 (2012年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	
平成25年 (2013年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正(平成26年施行) ・日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置付け 		
平成26年 (2014年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 			<ul style="list-style-type: none"> ・第2次小松島市男女共同参画計画「こまつしまひとひと女と男のハーモニープラン2」策定

年	世界の動き	国内の動き	徳島県の動き	小松島市の動き
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+20」記念会合) 開催 (ニューヨーク) ・第3回国連防災世界会議「仙台防災枠組2015-2030」採択 (仙台) ・「持続可能な開発目標 (SDGs)」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画 (第4次)」策定 		
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第60回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県男女共同参画基本計画 (第3次)」策定 	
平成29年 (2017年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第61回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行 		
平成30年 (2018年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第62回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野の男女共同参画推進法」公布、施行 ・「働き方改革関連法」公布 		
令和元年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第63回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正 ・「労働施策総合推進法」改正 ・「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県男女共同参画基本計画 (第4次)」策定 	
令和2年 (2020年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連女性の地位委員会「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」の策定 		
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第65回国連女性の地位委員会 (オンライン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・「政治分野の男女共同参画推進法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県立男女共同参画交流センター (フレアとくしま)」を、「徳島県立男女共同参画総合支援センター (ときわプラザ)」に名称変更 	
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第66回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク)「女性の参画と決定権の強化：持続可能な開発のためのジェンダー平等の実現」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性支援法」公布 ・「AV出演被害防止・救済法」公布 		
令和5年 (2023年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第67回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 (令和6年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県男女共同参画基本計画 (第5次)」策定 	
令和6年 (2024年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第68回国連女性の地位委員会 (ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性支援法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3次小松島市男女共同参画計画「こまつまひとひと女と男のハーモニープラン3」策定

あ行

◇育児・介護休業法

育児休業及び介護休業に関する制度を設け、労働者の福祉を増進し、職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした法律です。育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産等を申し出た労働者への個別周知・意向確認の措置、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設、育児休業の分割取得、育児休業等の取得状況の公表（大企業対象）といった改正が行われました。

◇M字カーブ

女性の労働力率を年齢層別にグラフにすると、日本では20代後半から30代にかけてくぼみ、アルファベットのMのような形に見えることから名付けられました。日本の女性では、20代後半から30代前半にかけて結婚や出産を機に退職し、子育てが落ち着いた時期に再就職する傾向にあることから、このような形になっています。近年は、M字カーブの底の部分が上昇し、M字カーブ自体が解消されつつあります。

◇エンパワーメント

力（パワー）をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭等社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身に付けることが、男女共同参画の実現に重要であるという考え方です。

か行

◇家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのことです。共同経営者として農業経営の作業分担や労働報酬、休日、家事等の作業分担について等、家族間の取り決めを文書化したものです。

◇キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のことです。

（「従来の進路指導に比べてより広範な活動」を展開すること、また、専門的な知識・技能の習得に重点を置いた従来の職業教育を反省して）働くことや専門的知識・技能の習得の意義を理解させることが狙いとされ、小学校から始めることとされています。

◇国際婦人年

昭和47（1972）年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50（1975）年を国際婦人年とすることが決定されました。

◇国連特別総会「女性2000年会議」

第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成12（2000）年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

◇国連婦人の10年

昭和50（1975）年の第30回国連総会において昭和51（1976）年～昭和60（1985）年を「国連婦人の10年－平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55（1980）年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60（1985）年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

◇困難な問題を抱える女性

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活、または、社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）のことです。

◇困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

女性が日常生活や社会生活を営む上で、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により困難な問題を抱えることが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

さ行

◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

◇ジェンダー平等

全ての人が生まれ持った生物学的な性別（セックス）にかかわらず、平等な機会と権利を享受することを指します。人間には生物学的な性別が存在しますが、社会には「男性らしさ」や「女性らしさ」といった概念があり、これらは文化や時代によって異なります。このように、社会が作り出した性別の役割や特性を「社会的性別」（ジェンダー）と呼びます。ジェンダー平等は、これらの社会的性別に基づく偏見や制約から自由であること、そして全ての人が自分の性別に関係なく同じ権利と機会を有することを目指しています。

◇ジェンダー・ギャップ

社会的性別（ジェンダー）に基づく不平等や格差を指します。

◇世界女性会議

昭和50（1975）年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。

◇セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動（職員が他の職員を不快にさせること。職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること。職員以外の者が職員を不快にさせること。）や、職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動のことであり、それにより不利益を受けたり、労働環境などが害されることです。

◇セクシュアル・マイノリティ（LGBTQ）

レズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシュアル（B）、トランスジェンダー（T）、クィア（Q）の頭文字を組み合わせた用語です。これは性的指向や性自認について包括的に言及するために使われます。また、性的指向や性自認に関連する多様性を尊重し、平等な権利と機会を提供することを目指す運動やコミュニティを指すこともあります。

た行

◇男女共同参画社会

男女が社会の対等なパートナーとして、家庭生活・仕事・地域活動等のあらゆる場面で平等に権利をもち、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮でき、利益も責任も分かちあえる社会のことをいいます。

◇男女共同参画社会基本法

平成11（1999）年6月23日に公布され、同日に施行されました。この法律は、男女が対等な社会の構成員として、各分野への参画機会が確保され、政治的、経済的、社会的、文化的な利益と責任を共に担う社会を目指しており、男女共同参画の実現を推進する基本的な方針や取組が定められています。

◇男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等に関する法律です。昭和61（1986）年の施行当初、各種差別の禁止項目は努力義務でしたが、平成11（1999）年の改正により禁止規定となりました。平成19（2007）年の改正では、出産・育児などによる不利益取扱が禁止され、これまで規制されていなかった男性に対する差別やセクシャルハラスメントの禁止が規定されました。また平成29（2017）年の改正では、マタニティハラスメントに対する防止措置を講じることが事業主の義務になりました。さらに令和2（2020）年6月のパワハラ防止法と合わせて、セクシャルハラスメント防止強化についても改正されました。

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など密接な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

は行

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や元配偶者からの身体的、精神的、または経済的な暴力を防止し、被害者を保護するために設けられた法律です。この法律は、2001年に制定され、以来、被害者支援の充実や加害者への対応措置の強化を目的として数回にわたり改正されています。DV防止法は、DVを社会問題として捉え、被害者を保護するとともに、加害者に対する更生を促し、家庭内暴力の根絶を目指すことを目的としています。

◇パートナーシップ制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本において、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。

◇フレックスタイム（フレキシブルタイム）

従業員が自分の勤務時間を柔軟に設定できる働き方のことです。

◇北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（会議の見出し・進行表またはストーリー）を記しています。具体的には、（1）女性と貧困、（2）女性の教育と訓練、（3）女性と健康、（4）女性に対する暴力、（5）女性と武力闘争、（6）女性と経済、（7）権力及び意思決定における女性、（8）女性の地位向上のための制度的な仕組み、（9）女性の人権、（10）女性とメディア、（11）女性と環境、（12）女児、から構成されています。

ま行

◇メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

ら行

◇ライフスタイル

生活様式のことであり、衣食住だけでなく、交際や娯楽等も含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣等も含まれます。

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、全ての人、中でも女性が生涯にわたって、自らの健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることを指します。

◇リモートワーク

従業員がオフィス外の場所（例えば自宅やカフェなど）で仕事を行う働き方のことです。

わ行

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家族、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和を図ることです。



第3次小松島市男女共同参画計画
ひと ひと
こまつしま女と男のハーモニープラン 3
令和6(2024)年3月発行

発行：徳島県 小松島市

〒773-8501 小松島市横須町1番1号

TEL 0885-32-2122 FAX 0885-33-3525

E-mail jinkensuishin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

編集：小松島市 市民環境部 人権推進課

